総　務　民　生　委　員　会　会　議　録

１．日　　時　平成２７年３月１６日（月曜日）

午前９時２８分～午後２時３５分

２．場　　所　委員会室

３．出席委員　河　本　芳　久　委員長　　三　好　睦　子　副委員長

竹　岡　昌　治　委　　員　　秋　山　哲　朗　委　　員

西　岡　　晃　委　　員　　山　中　佳　子　委　　員

髙　木　法　生　委　　員　　岡　山　　隆　委　　員

馬屋原　眞　一　委　　員

４．欠席委員　な　し

５．出席した事務局職員

石　田　淳　司　議会事務局長　　大　塚　　享　議会事務局係長

野　尻　登志枝　議会事務局企画員

６．説明のため出席した者の職氏名

髙　橋　睦　夫　病院事業管理者　　波佐間　　敏　総務部長

篠　田　洋　司　市長統合戦略局長　　田　辺　　剛　総合政策部長

井　上　孝　志　市民福祉部長　　三　浦　洋　介　市民福祉部次長

杉　原　功　一　市民福祉部次長　　倉　重　郁　二　美東総合支所長

奥　田　源　良　秋芳総合支所長　　松　野　哲　治　上下水道事業局長

金　子　　彰　病院事業局管理部長　　久　保　　毅　会計管理者

阿　野　一　俊　消　防　長　　松　永　　潤　消防本部次長

大　野　義　昭　総務課長　　白　井　栄　次　財政課長

佐々木　昭　治　企画政策課長　　岩　崎　賢　治　健康増進課長

古　屋　敦　子　高齢福祉課長　　小　田　正　幸　監査委員事務局長

矢田部　繁　範　施設課長　　三　戸　昌　子　管理業務課長

古　屋　壮　之　経営管理課長　　岡　崎　輝　義　市立病院事務長

池　田　正　義　美東病院事務長

７．会議の次第は次のとおりである。

午前９時２８分開会

○委員長（河本芳久君）　ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました、市長提出議案３６件につきまして、審査いたします。御協力をよろしくお願いいたします。議長、報告等ございませんか。

○議長（秋山哲朗君）　特にございません。

○委員長（河本芳久君）　それでは、議案第４号平成２６年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君）　それでは、議案第４号平成２６年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。補正予算書の４－１ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ５，１５１万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４０億１，８５７万円とするものでございます。

まず、歳出を御説明いたします。４－１２ページをお開きください。７款・１項ともに共同事業拠出金・１目高額医療費共同事業拠出金、説明欄００１高額医療費共同事業拠出金４９５万８，０００円の減額補正でございます。これは、高額な医療費の発生による国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト１件当たり８０万円を超える医療費を対象として国民健康保険団体連合会が事業主体として行う再保険事業で、各保険者からの拠出金と国・県の負担金――それぞれ４分の１でございますが、これを財源として共同事業を行っております。国民健康保険団体連合会よりの通知により、この拠出金を減額補正するものでございます。

続きまして、２目保険財政共同安定化事業拠出金、説明欄００１保険財政共同安定化事業拠出金２７０万円の減額補正でございます。これは、レセプト１件当たり３０万円を超え８０万以下の医療費を対象として国民健康保険団体連合会が事業主体として行う再保険事業で、各保険者からの負担金を財源として共同事業を行っております。国民健康保険団体連合会よりの通知により、この拠出金を減額補正するものでございます。この２つを合わせ、１項共同事業拠出金の補正額は、７６５万８，０００円の減額補正でございます。

続きまして、１０款諸支出金・１項償還金及び還付加算金・３目償還金、説明欄

００１国庫等償還金、過年度国県補助金等精算返還金１２８万１，０００円の増額補正でございます。これは、療養給付費に対する国庫負担金の精算返還金でございます。１２月議会で補正をしておりますが、金額に変更ございましたので再度補正するものでございます。

続きまして、１１款予備費・歳入減額補正による全体予算調整の結果４，５１３万７，０００円の減額補正をするものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。４－８、４－９ページをお開きください。

３款国庫支出金・１項国庫負担金・２目・１節ともに高額医療費共同事業負担金１２４万円の減額補正でございます。これは、歳出の高額医療費共同事業拠出金の減額に対応するもので、国の負担割合は４分の１でございます。

６款県支出金・１項県負担金・１目・１節ともに高額医療費共同事業負担金１２４万円の減額補正でございます。これも、歳出の高額医療費共同事業拠出金の減額に対応するもので、県の負担割合は４分の１でございます。

７款・１項ともに共同事業交付金・１目・１節ともに高額医療費共同事業交付金２，６５３万５，０００円の減額補正でございます。これは、事業費の確定による国民健康保険団体連合会からの通知により減額となるものでございます。

２目・１節ともに保険財政共同安定化事業交付金３，０８２万円の減額補正でございます。これは、事業費の確定による国民健康保険団体連合会からの通知により減額となるものでございます。

９款繰入金・１項・１目ともに一般会計繰入金、合計８３２万１，０００円の増額補正で、一般会計の国民健康保険事業特別会計繰出金に対応するものでございます。まず、１、２節保険基盤安定繰入金では国保の財政基盤の強化を目的とした事業の経費確定により、保険税軽減分、保険者支援分を合わせ１，５９５万１，０００円の増額補正を、次のページをお開きください。５節財政安定化支援事業繰入金では、国保財政の安定化等を目的とした事業の総額が確定したことにより、９０３万７，０００円の減額補正を、６節その他一般会計繰入金として、福祉医療制度の実施による国庫負担金減額相当額である国保負担軽減分として、１４０万７，０００円の増額補正でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと認めます。それでは、これより議案第４号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号平成２６年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君）　それでは、議案第６号平成２６年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第２号）の説明をいたします。緑色の補正予算書６－１ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ９９万６，０００円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ２，６３９万４，０００円とするものでございます。まず歳出でございますが６－１０ページをお開きください。１款環境衛生事業費・２項維持管理費９９万６，０００円の減額でございます。これは、処理場維持管理事業費の施設整備工事費の減でございます。

続きまして、歳入でございますが、６－８ページにお戻りください。１款使用料及び手数料・１項使用料の補正額４０２万円減額でございます。これは、夏季の天候不順による使用水量の減のためでございます。

その下、３款繰入金・１項他会計繰入金４０２万５，０００円の増額補正でございます。これは、一般会計環境衛生事業特別会計繰出金に対するものでございます。

その下、４款諸収入・１項雑入、１００万１，０００円の減額補正でございます。これは下水道管移設補償金及び電話使用料の減でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　済みません。それこそですね、特別会計ですから会計報告は聞くんですが、事業報告は聞いたことがないんですよね。私も何十年って聞いたこ

とがないんですが、もし分かればですね、処理事業量、どれぐらいのトン数やっているのか、さらに、５年前はどうやったんかと。いわゆる動向が見たいんですね。分かれば御答弁願いたいと思います。

○委員長（河本芳久君）　今即答できますか。矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君）　今ちょっと資料ございませんので、後ほど。

○委員長（河本芳久君）　じゃあ、後ほどまた。そのほか質疑はございませんですか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　ちょっと関連なんですけど、予算でお尋ねしようかと思ったんですけど、ちょっと関連ですが。この中に使用料ってあるんですけど、加入世帯が何件なのかと。使用料の基準っていうのがどうなっているのか。この条例を見てみましたら、２６年４月から施行するので、一般住宅が３万円――分担金ですかね、住宅兼店舗でも基準が載っていますが、この施行日前に見込みに関わる負担金についての従前どおりにするって書いてあるので、その２６年度以降の負担金の変動があったのかどうかもお尋ねしたいんですけど、いいでしょうか。

○委員長（河本芳久君）　矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君）　ただいまの委員の御質問ですが、新規の申し込みっていうのは今年度はありません。金額も変わっておりません。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、意見なしと認め議案６号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。次に、議案第７号平成２６年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君）　それでは、議案第７号平成２６年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について御説明します。補正予算書の７－１ページをお開きください。このたびの補正は決算見込みに基づき、既定予算の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，０２３万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、３２億３，９１８万６，０００円とするものであります。７－１４、１５ページをお開きください。歳出について御説明いたします。

１款総務費・１項総務管理費・１目一般管理費、説明欄００２一般管理業務につきましては、平成２７年度の介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る電算運用支援委託料５９７万円を減額補正するものであります。システム改修に係る委託料につきましては、１２月補正予算において増額補正をしたところでございますが、このたび、本年度と次年度の事業対象範囲が明確となりましたので、次年度の実施事業分について減額するものであります。なお、システム改修に係る国庫補助金の追加の内示がございましたので、特定財源１２１万４，０００円を増額補正しております。

続いて、４項推進委員会費・１目推進委員会費、００１介護保険事業計画推進事業の委託料において、１０４万８，０００円、同じページの一番下の項目になりますけれど、３款地域支援事業費・１項介護予防事業費・２項介護予防二次予防事業費、００１二次予防事業対象者把握事業の委託料において、１８６万５，０００円をそれぞれ減額補正しております。これは、いずれも入札減によるものであります。

次に、７－１６、１７ページをごらんください。

２項包括的支援事業・任意事業費・３目任意事業費、００６配食サービス事業につきましては、委託料１３５万円を減額補正しております。これは、事業の利用者が当初の見込みに至らないことから減額するものです。なお、地域支援事業費における事業量の変更等に伴い、歳入について、利用者負担金、国・県補助金、支払基金交付金等の財源の調整を行っております。

続いて、歳入について御説明します。ページは７－１０、１１ページをお開きください。下のほうになりますが、６款県支出金・２項県補助金・３目県財政安定化基金交付金でございますが、次のページをおめくりいただいて、１１款市債・１項財政安定化基金貸付金・１目財政安定化基金貸付金２，４００万円に組み替えを行っております。併せて、７－４ページをごらんください。地方債の追加補正として、

２，４００万円を計上しております。

説明は、以上です。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　意見なし。それでは、これより議案７号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号平成２６年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君）　それでは、議案第８号平成２６年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。補正予算書の８－１ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ２，４２６万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億５，６９１万２，０００円とするものです。まず、歳出を御説明いたします。８－１０、８－１１ページをお開きください。款・項・目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄００１後期高齢者医療広域連合納付金２，４２６万８，０００円の減額補正でございます。これは、山口県後期高齢者医療広域連合の平成２６年度決算見込みにより、保険基盤安定負担金を減額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。８－８、８－９ページをお開きください。３款繰入金・１項一般会計繰入金・２目保険基盤安定繰入金を２，４２６万８，０００円減額補正するものです。一般会計の後期高齢者医療事業特別会計繰出金、また歳出で説明いたしました、保険基盤安定負担金に対応するものでございます。これは、山口県後期高齢者医療広域連合の平成２６年度決算見込みにより、保険基盤安定繰入金を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　この後期高齢者医療制度ですが、この制度に共産党は反対をしております。それで、反対……この制度に反対しておりますので、この議案についても反対いたします。

○委員長（河本芳久君）　ほかに御意見はございませんか。それでは、本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　挙手多数です。よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号平成２６年度美祢市病院等事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君）　それでは、議案第９号平成２６年度美祢市病院等事業会計補正予算（第３号）について、御説明させていただきます。資料につきましては、白い背表紙の平成２６年度美祢市病院等事業会計補正予算（第３号）と、同じく平成２６年度美祢市病院等事業会計補正予算（第３号）概要説明資料を御用意させていただいています。この度の補正におきましては、収入におきまして、業務予定量等の決算見込みによる見直しを行うとともに、支出におきましては、給与費、材料費等の決算見込みによる調整を行い、収入と支出の補正を行うものでございます。

それでは、はじめに予算書第２条に規定しております、業務予定量の補正について、補正予算書１ページをお開きいただきまして、（２）一日平均患者数、利用者数の項目について報告させていただきます。まず、市立病院につきましてですが、入院患者数につきましては１３０．５人を１２０．５人に、外来患者数につきましては、１８７．４人を１６８．６人に、また透析につきましては１７．４人を１７．５人に補正するものでございます。

次に、美東病院につきましては、入院患者数を９３．０人から８４．１人に、外来では１４２人を１３０．１人に補正するものでございます。

次に、グリーンヒル美祢についてですけども、入所者数を６５．５人を６４．５人に、短期入所者数を３．５人から４．７人に、そして通所の見込みを２１人から１９．５人に補正するものでございます。

また、訪問看護ステーションにつきましては、１日の平均利用者数を２０．５人を２０．６人に補正したものでございます。

続きまして、予算書第３条に規定しております病院事業等の収益的予算の補正について、２ページをごらんいただければと思います。収入につきましては、業務予定量の変更に伴いまして、１款の病院事業収益を３億７，２２７万３，０００円、２款介護老人保健施設事業収益を１，３５４万４，０００円それぞれ減額いたしまして、３款訪問看護事業収益を６０万２，０００円増額するもので、この結果、収入合計を３９億３，０３３万９，０００円とするものでございます。

続きまして支出についてですが、各事業におきまして決算見込みに基づき調整を行った結果、１款病院事業費用を６，５０８万６，０００円減額し、２款介護老人保健施設事業費用を１００万５，０００円増額するもので、この結果、支出合計を４９億５，０９１万円とするものでございます。

次に、予算第４条に規定する病院事業等の資本的予算の補正について、３ページをお願いたします。収入につきましては、１款病院事業資本的収入について、美東病院における医療機器導入に充てられる国民健康保険事業特別会計負担金の決定に伴い負担金を７万５，０００円増額し、収入合計を３億７１６万４，０００円とするものでございます。支出については、１款病院事業資本的支出をリース債務支払額の精査により、１６９万７，０００円減額いたしまして、支出合計を４億３，７５７万４，０００円とするものでございます。

以上の補正予算に基づく平成２６年度の予定損益計算書ですが、概要説明資料の１１ページをお開き願えたらと思います。まず、美祢市立病院につきましてですけども、下から４行目になります。当年度純損失といたしまして６億３，５８０万７，０００円を計上するもの。

次に、市立美東病院においては１３ページになります。下から４行目になりますが、当年度純損失として２億５，５９１万５，０００円を計上するもの。

次に、１５ページは、グリーンヒル美祢になりますけれども、下から３行目、当年度純損失として１億２，１５８万３，０００円を計上するものであります。

最後に訪問看護ステーションについてですけども、１７ページになります。これも同じく下から３行目、当年度純損失といたしまして５６５万７，０００円を計上することとなっております。

以上を合計いたしますと、同じく資料の９ページ、１０ページ、こちらに全体の予定損益計算書を掲載しておりますけれども、美祢市病院等事業における当年度の純損失は、１０億１，８９６万２，０００円を計上する見込みとなっておるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、これより議案９号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２１号美祢市情報公開条例及び美祢市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。大野総務課長。

○総務課長（大野義昭君）　議案第２１号は、美祢市情報公開条例及び美祢市個人情報保護条例の一部改正についてであります。議案書が２１－１ページ、参考資料が、１ページから４ページになります。これは、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が平成２６年６月１３日に公布され、独立行政法人の分類が改められ、特定独立行政法人が廃止され、新たに行政執行法人が定められたことにより、この法律を引用している当条例において、所要の改正を行うものであります。この条例は平成２７年４月１日から施行するものであります。

説明は、以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、これより議案２１号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号美祢市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。大野総務課長。

○総務課長（大野義昭君）　議案第２２号は、美祢市行政手続条例の一部改正についてであります。議案書が２２－１から３ページ、参考資料は５ページから１３ページになります。これは、行政手続法の一部を改正する法律が公布され、適正な行政運営を実現するため、行政指導の中止等の求めや処分等を求める申出制度が創設されたことにより、市の機関が行う行政指導と条例等が根拠となる処分等についても同様の措置を講ずるため、美祢市行政手続条例において同様の改正を行うものであります。この条例は平成２７年４月１日から施行するものであります。

説明は、以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　意見なし。それでは、これより議案２２号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２３号美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君）　それでは、議案書の２３－１ページをごらんください。議案第２３号は、美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定についてであります。これは、まち・ひと・しごと創生法の施行に伴い、本市において、平成２７年度から平成３１年度までの５年間を計画期間といたします「美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、本市における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示します「人口ビジョン」の策定、総合戦略の変更、並びに総合戦略に基づき実施した事業の効果の検証を行う審議会を、地方自治法第１３８条の４第３項の規定により、設置しますことから、このたび条例を制定するものであります。なお、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、西岡委員。

○委員（西岡　晃君）　ちょっとお尋ねいたしますが、この条例の中で審議会の１５人以内をもって組織するってことで、市議会議員ということで一番に書いてありますけど、議長、審議会になるべく入らないようにってことやった……これは入るって認識でよろしいんですね。そうすると市議会議員ですので、まあだいたい議員を何人くらい予定しているのかっていうことと、まあ議長に聞いたほうがいいのかも――たぶん議員が出席するってことになると、結構大きい事業の一つだと思いますのでこれについて、何か特別な委員会とか設置してその件をもっていかれるのか、それとも議員一人一人の考えで委員になってやられるっていう考え、その辺ちょっと何人出られるのかと、議会の次の取り組み方について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（河本芳久君）　佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君）　西岡委員の御質問にお答えします。第３条に定めております審議会委員１５名のうち、市議会議員の選出を何名と考えておるかという御質問だったと思いますが、現在２名を想定しております。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　役割はいいですか。はい、秋山議長。

○議長（秋山哲朗君）　これまた皆さんとも相談しなくちゃいけないんですけども、

まあ誰が出るかっていうこともあろうかと思いますが。審議会に出るメンバーは、必ず全協か何かで報告を受けるようになると思います。そして必要があればですね、委員会をつくって審議する場を設けたらいいんじゃあないかと。これまた会派代表者会議で御相談申し上げたいと思います。

○委員長（河本芳久君）　よろしいですか。はい、岡山委員。

○委員（岡山　隆君）　美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例ってことで、非常にこの事案に関しましては今後美祢市の将来をですね、これから人口減少社会の中にあって、これに対してどう美祢市の特色を生かして、そして方向性をしっかりと示していくか、美祢市に住んで夢と希望を持てる、こういったところのものをしっかりと雇用にしても、培っていかんといけんと。非常に重要な案件でありまして、この委員が１５名以内っちゅうことであるんやけど、果たして、この審議会とか３０人とかけっこう多いですね。これが１５人ってことでもっといろんな多様な方の考え方、事業をされている方とか、いろんなその辺の分析をきちっと、行っていくような、人口の推移なんかも確実に減ってきますし、その辺の分析をきちっとできるような人をしっかりと参加さしていかんといけん。審議会でもよく出ますけど、発言が非常にないときがあるわけですよね。まあそれじゃあ、私は本当いけんと思っていますし、まあそういった面において、ちゃんと人を見て発言できて、この人ならって人をしっかりと選んでいかんといけんと思っております。それで委員１５名、これは例えば２０名とかそういった数字に変更できるんであるかどうか、これについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（河本芳久君）　佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君）　岡山委員の御質問にお答えいたします。委員１５名を２０名にすることができるかという御質問ですが、私どもは、こちらのほうに記載しております委員の皆様方から多様な御意見をちょうだいし、審議をしていただきたいと考えております。私どもとしましては１５名以内でですね、審議会をいたしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　岡山委員。

○委員（岡山　隆君）　これが国ベースで決まっておったら別なんですけども、もしできるんであれば２０名とかそういったところで、もう少し幅広く委員の方を有識

者を募っていくことも、私は必要じゃあないかと思っております。その辺もちょっと考慮に入れながら対応していただければお願いしたいと、このように思っております。

○委員長（河本芳久君）　要望ですか。（「要望です」と呼ぶ者あり）要望ということでございます。そのほか、はい髙木委員。

○委員（髙木法生君）　ちょっとお尋ねいたしますけど、美祢市にも総合計画の後期がございますけれども、これに併せてこの同じ２７年から３１年の５カ年になりますけど、これの審議会と併せて整合性を図りながら進めていくといことになるんでしょうか。

○委員長（河本芳久君）　はい、田辺総合政策部長。

○総合政策部長（田辺　剛君）　ただいまの髙木委員の御質問ですが、総合計画と総合戦略との関係ということになりますが、まあ総合戦略につきましてはですね、人口減少克服、それから地方創生を目的としておりまして、一方、総合計画は美祢市の総合的な振興、発展を目的としたものであります。両者の目的は含まれる政策の範囲は、必ずしも同一ではないという関係にあります。また、総合戦略におきましては、数値目標や重要業績指標というものを設定することになりまして、目標や指標を設定して、後にそれを検証していくということになっておりますが、こうしたものについては、総合計画においては義務付けられてはおりません。美祢市の総合計画におきましても、それぞれの施策、事務事業において、目標指標を設定しておりましてますが、必ずしも総合戦略で求められる目標指標になっていないものも、なかにはあるということになっております。

これらの理由から、総合戦略は総合計画とは別に策定するということが、国の方から求められておりますが、ただし髙木委員がおっしゃいますように、あくまでも総合計画が、美祢市の最上位の計画ということに変わりはございませんので、それを基本にしてその中の人口減少克服や地方創生というものをピックアップして、またそれを掘り下げて総合戦略を策定していくということになると認識しております。もちろんそれぞれの目標指標については、当然整合を取る必要がありますが、全体におきましても、整合を取りながら総合戦略を策定していくということを考えております。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　そのほか質疑はございませんか。それでは、質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと。それでは、議案２３号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　異議なしと認めます。よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正について、及び議案第２５号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正については関連がございますので、これを一括議題といたまして、執行部より説明を求めます。大野総務課長。

○総務課長（大野義昭君）　議案第２４号は、美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正についてであります。議案書が２４－１から６ページ、参考資料は１４ページから２３ページになります。これは、国家公務員における給与制度の総合的見直しが行われ、実施されるため、本市の給与についても、国に合わせて改正するものであります。主な内容は、給料表の水準を平均２％、３級以上の高位号俸を最大４％引き下げ、また、平成２６年の給与改定における１２月期勤勉手当率を６月期と１２月期への平準化等を行うものであります。なお、給料表については激変緩和のため、３年の経過措置を設け現給保障を設けるものであります。

議案第２５号は、美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてであります。

議案書は２５－１ページ、参考資料が２４から２６ページになります。これは、給与制度の総合的見直しが退職手当に及ぼす影響等を鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をより的確に反映するための改正であります。主な内容は、退職した職員の退職前の職責、５年分に応じて加算する調整額の改定であります。

説明は、以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　お尋ねいたします。給料表ですが、給料表の３級と２級の違いで、一番多い職員さんはどのあたりが多いのでしょうか。それと残業手当のない課長級はどのあたりなのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（河本芳久君）　大野総務課長。

○総務課長（大野義昭君）　現在給料表は、本市におきまして７級までを採用しております。一番多いのはやはり中堅職員あたり、主任から企画員等になる３級、４級ぐらいが一番多く在職しております。管理職として影響するのが、管理職が一応６級からの適用になっております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　これについては、職員の――急に減ったということで、そしてまた市民のために働いておられると。そして、地域にも公務員の給料っていうのは影響しますので、この引き下げについては反対をいたします。

○委員長（河本芳久君）　そのほか御意見はございませんか。それでは、御意見ございませんので、議案第２４号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　挙手多数であります。よって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　挙手多数でございます。よって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第２７号美祢

市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について、及び議案第２８号美祢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、関連がございますので一括議題といたします。執行部より説明を求めます。大野総務課長。

○総務課長（大野義昭君）　議案第２６号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。議案書は２６－１から３ページ、参考資料が２７から３４ページになります。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことによる関係条例の整理等であります。主な内容は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を常勤の特別職として設置することであります。

なお、平成２７年４月１日に在職する教育長は、改正前の法に基づく教育長でありますが、教育委員会の委員としての任期中に限り、教育長として在職することとなります。また、教育長の身分において、教育委員会の委員としての特別職と教育長としての一般職の身分を併せもつ常勤の特別職となるため、関係条例の改正を行うものであります。済みません、これまでは、一般職と特別職の身分を両方併用しておったのを、特別職一本になるという改正であります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。議案第２６号，２７号，２８号、この３件について一括質疑を行いたいと思います。質疑はございませんか。はい、大野課長。

○総務課長（大野義昭君）　説明が二つ漏れておりましたので、もう１度説明させていただきます。

議案第２７号は、美祢市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定であります。議案書が２７－１ページになります。これは、新教育長が常勤の特別職となるため、勤務時間等を新たに制定するものであります。

続きまして、議案第２８号は美祢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。議案書が２８－１ページになります。これも、議案第２７号同様に常勤の特別職となるため、職務に専念する義務の特例を新たに制定するものであります。

説明は、以上であります。

○委員長（河本芳久君）　それでは、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　２６、２７、２８について反対いたします。というのがですね、この新制度の下なんですが、教育長は市長が直接任命するので、教育長へのチエックの強化にもなります。市長の権限が強化されて、教育長の任命についても市長の意向が強く反映されます。教育に関する政治的中立性の維持、そして、安全、安定、持続的な教育行政を保障する仕組みが弱まりますので、この条例制定について関連にも反対をいたします。

○委員長（河本芳久君）　そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、本案について――２６号について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　挙手多数でございます。よって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。なお、三好委員は今２７、２８号についても今の意見ですか。ほかの方の御意見ございませんので、よってそれじゃ、第２７号ですが、本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　挙手多数であります。よって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案２８号、本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　挙手多数であります。よって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３０号美祢市保育所の設置及び管理に関する条例及び美祢市へき地保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君）　それでは、議案第３０号美祢市保育所の設置及び管理に関する条例及び美祢市へき地保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書の３０－１ページ。また、参考資料では、３５から３８ページでございます。

このたびの改正は、美祢市保育所の設置及び管理に関する条例において、第１条で、本年４月から施行されます子ども・子育て支援新制度に伴い、保育園、認定こども園及び幼稚園の入所要件を「保育に欠ける」から「保育を必要とする」に変更するものであります。

第２条においては、少子化の進行による入所児童数の減少等に対し、地域における保育ニーズを踏まえ、効率的な保育園の運営を構築するため、へき地保育所であります赤郷保育園を大田保育園の分園に、また、同じく、綾木保育園を真長田保育園の分園にするものでございます。なお、このことにより、分園では、園長を置かないこととしますが、保育内容は、これまでと変更はございません。

次に、美祢市へき地保育所の設置及び管理に関する条例では、第２条において、「赤郷保育園」及び「綾木保育園」を削除するとともに、第３条において、保育時間を現状に合わせた時間に改正するものであります。

なお、この条例は平成２７年４月１日から施行するものであります。

説明は、以上です。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　お尋ねします。給食はどんな体制なのでしょうか。それと、３０ページの２ですけど、４条には保育料がうたってありますが、へき地保育所の扱いですが、この保育料は今回統一されたのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（河本芳久君）　はい、三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君）　三好委員の御質問にお答えをいたします。まず、給食でございます。赤郷保育園、綾木保育園、いずれも秋吉の保育園のほうから給食を配食するという予定にしております。

それから、保育料につきましては、現在、条例制定をお願いしておりますけれども、新規の保育料で―――保育料につきましても、分園その他公立の保育園、いずれも保育料に変更はございません。同じ保育料でございます。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　ほかに質疑ございませんですか。髙木委員。

○委員（髙木法生君）　２点ほど聞きたいと思いますけれども。この保育所の関係は一般質問でもちょっとお伺いすること予定しておりますけれども、美祢市立大田保育園を赤郷分園と、それから、真長田保育所を綾木分園ということでございますけれども、保育所の統廃合の計画の中では、赤郷保育園については、大田保育園に統合する計画ですよね。それから、綾木保育所については、大田保育所にこれも一緒にするという計画はあったと思うんですけどね、それぞれの関わりというのはどうなるんですかね。将来的には今、大田へ統合というのは真長田になるということになるんですか。

○委員長（河本芳久君）　はい、三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君）　髙木委員の御質問にお答えをいたします。再編計画では髙木委員がおっしゃったとおりでございます。今回児童数、職員数等の関係等考慮いたしまして、分園ということでのお願いですけれども。園長がそれぞれの分園を兼ねるということもございまして、当初であれば―――当初といいますか、再編計画であれば大田の園長が赤郷と綾木と、再編計画においてはですね、そのような形になろうかとも思いますけれども、園長の負担軽減ということから等も含めまして、大田の園長を赤郷、それから、綾木のへきの保育園につきましては、真長田という今回条例の改正でございます。

再編計画の絡みですけれども、今後案を御提示をしておりますけれども、それぞれ綾木保育園につきましては、どちらも真長田それから、大田保育園、距離的に若干は違いますけど、ほとんど時間的には変わらないということもございますので、その件につきましては、また今後保護者、それから、地域の方々と検討・協議をしながら、方向性を協議し進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　その他質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　これには、賛成です。本当に保育園が綾木と赤郷、統合され

ようとしたような案もありましたが、残して、分園と言いながらも残って本当にありがたく思います。保育園がないとやはりその校区に子どもたちが、小学校に上がらないということになる可能性もありますので、本当にありがとうございました。そして、内容についても保育に欠けるから必要なということで、この内容についても賛成です。本当にありがとうございました。また、これからも保育園が分園でもいいですから、残っていきますように、地域が活性化するにはやはり、子どもたちが幼児の時から、本当にこうした施設は必要ですので、よろしくお願いいたします。

○委員長（河本芳久君）　賛成の意見でしたね。ほかに御意見はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと認めます。ついては、議案第３０号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３１号美祢市保育の実施に関する条例の廃止について、及び議案第３２号美祢市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定については関連がございますので、一括議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君）　それでは、議案第３１号美祢市保育の実施に関する条例の廃止について及び、議案第３２号美祢市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定について、一括して御説明申し上げます。議案書では、３１－１、３２－１ページになります。この２つの議案につきましては、本年４月から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴う、条例の廃止及び制定でございます。

議案第３１号は平成２４年８月、子ども・子育て支援法を含む、子ども・子育て関連３法の施行により、児童福祉法が改正されたことに伴い、保育の実施基準等を定めた本条例については、不要となることから、廃止するものであります。

次の議案第３２号は、保育園、認定こども園の利用者負担額、これまで保育料と呼んでいたものですけど、この利用者負担額については、現行の保育料を基に、国が定める額を限度として、認定区分ごとに市町村が定めることとされることから、

本条例を制定するものであります。

なお、この条例は、平成２７年４月１日から施行するものであります。

説明は、以上です。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。議案第３１号、３２号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと認め、これより採決いたします。まず、最初に議案第３１号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　よって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３２号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３３号美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君）　それでは、議案第３３号美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書の３３－１ページ、また参考資料は３９、４０ページでございます。

このたびの改正は、本年４月より宇部総合支援学校美祢分教室児童クラブ及び綾木児童クラブの新規開設、及び開所時間を現状に合わせた時間に変更するため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、平成２７年４月１日から施行するものであります。

説明は、以上です。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　今回のこの参考資料を見ますと、市内の児童クラブの既存が１０園ある。１０カ所あるんですけど。今回示されてるのは、４カ所でしたよね。全部適応されてないということでしょうか。

○委員長（河本芳久君）　井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君）　三好委員の質問ですけれども、全部の児童クラブに適応するかどうかですが、当然これ条例改正ですから、全ての児童クラブに適応いたします。ただ、新たに行いますのが、綾木の児童クラブと総合支援学校の美祢分教室というのを加えると。時間につきましては、本来このようにやっておりましたけども、条例の中に矛盾がございますので、今回条例をきちんと整備するということです。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　なしと認めます。これより、議案第３３号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３４号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君）　議案第３４号は、美祢市国民健康保険条例の一部改正についてであります。議案書の３４－１をお開きください。この度の改正は、所得の少ない被保険者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度について、平成２７年度から恒久化されることに伴い、美祢市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。資料の４１ページをお開きください。新旧対照表の下線の部分について、左、現行の欄「第７２条の４」を右の改正案欄の

「第７２条の５」に改めるものでございます。

なお、この条例は、平成２７年４月１日から施行するものであります。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、意見なしと認め、これより議案第３４号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３５号美祢市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君）　それでは、議案第３５号美祢市介護保険条例の一部改正について御説明します。議案書の３５－１ページをお開きください。参考資料は、４２ページからになります。現在、本市においては、介護保険法の規定により、平成２７年度から２９年度までの３年間を計画期間とする第６期介護保険事業計画を策定しているところですが、当該計画に基づき、第１号被保険者の保険料率の改定を行うものでございます。保険料の算定につきましては、国の定める手順により行っておりまして、３年間の被保険者数及び事業量等の推計により算定しております。基準保険料については、参考資料の４２ページにございますが、第４条第１項第５号において、年額７万８０円となり、月額では５，８４０円となります。これは、現行である第５期と比較しますと、年額で１万７，０４０円、月額で１，４２０円、３２．１％の増となっております。保険料の増額への対応として、負担能力に応じた負担とするため、所得段階の設定を７段階から１３段階に細分化しており、第４条第１項の１号から１３号までに規定しております。公費による低所得者の保険料軽減強化については、参考資料の４４ページの中ほどにございますが、第４条第２項に定めております。また、その下の第５条第１項において、納期を９期まで

と、回数をふやしております。

なお、この条例の施行日は、平成２７年４月１日、公費による低所得者の保険料軽減強化の改正部分については、国の政令が公布された後の日となりますので、規則で定める日としているところです。

説明は、以上です。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　今回の３５号ですけど、介護保険料の基準が７段階であったのが、７段階の２００万円から１，０００万円で同じだったのが、今回１３段階になったことは評価できますが、保険料が３２．１％の負担増になっていることには賛成できませんので、反対いたします。

○委員長（河本芳久君）　そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　意見なしと認めます。それでは、本案について、原案のとおり決することに賛成の方挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　ありがとうございました。挙手多数でございます。よって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

まだ、残りが大分ありますけど、長時間に渡って審議いたしましたし、また、先ほどの議案第６号で説明が求められておりますので、その辺の時間的にはどうですか。時間かかりますか、それとも。

それじゃあ、１０分間休憩したいと思いますので、５５分から始めたいと思います。それじゃあ、１０分休憩いたします。

午前１０時４５分休憩

……

午前１０時５５分再開

○委員長（河本芳久君）　それでは、ただいまより委員会を再開いたします。次に議案第３６号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基

準等を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君）　それでは、議案第３６号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について御説明します。議案書の３６－１ページをお開きください。参考資料は、４７ページからになります。これは、平成２７年度の介護報酬改定に伴い、介護保険法施行規則等の関連省令の改正により、市の条例で定める指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準について、所要の改正を行うものです。

主な改正内容といたしましては、複合型サービスについて、サービスの内容が具体的にイメージできる看護小規模多機能型居宅介護へ名称が変更されたこと、通所系のサービスについて、生活機能の維持・向上を図るリハビリテーションの基本理念が明確化されたこと、小規模多機能型居宅介護における看護職員の配置が緩和されたこと等であります。いずれも、国の省令改正に準じ改正を行っております。なお、この条例の施行日は、平成２７年４月１日です。

説明は、以上です。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員長（三好睦子君）　お尋ねします。介護職員の配置が変わったとはどのように変わるのでしょうか。

○委員長（河本芳久君）　はい、古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君）　三好委員の御質問にお答えいたします。小規模多機能型看護居宅介護における看護職員の配置の基準ですが、第３０条に規定がございまして、参考資料のほうを見ていただきますと、４７ページから４８ページのところになります。同じ併設されている小規模多機能型介護居宅看護事業所に勤務している看護職員の配置基準とされていたものが、併設されている施設については、同一の事業所の職員としての配置が認められることとなったものでございます。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　はい、三好委員。

○委員長（三好睦子君）　少ない職員で、たくさんの支援をするということになって、職員に負担がかかるとか、介護職員の定数がいわば規制がほどけたっていうか、規

制がなくなった、緩和された。現場では、この職員数が減って大変なことになるのではとないかと思いますが、そういうことは予測しておられるのでしょうか。

○委員長（河本芳久君）　はい、古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君）　あくまで人員の基準は変わっておりませんで、事業所が併設されているか―――併設されているというところから、同一敷地内ということに変更されたものでございまして、人員の配置基準については変わっておりません。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　よろしいですか、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員長（三好睦子君）　国の政策ですが、看護、この介護、社会保障制度、これが今の削られていって、今大変な状態になっていると。こういうところまで響いているのだと思って、報酬の改定とかありますが――国が示してる中でです。ありますけど、介護の現場で本当に大変な状況になると思います。それで、この議案はですね、今から現場に――今は現場にじわじわとサービスの切り捨てがくると思いますので、今単価も安くなって認定に足らない高齢者とかあると思いますが、現場では大変だということを思いますと、この議案には賛成できません。

○委員長（河本芳久君）　反対意見でございますが、その他御意見は。（発言する者あり）ちょっと今内容が確認できないと。簡潔に。（発言する者あり）今この一環の中で反対という御意見。ほかに賛成、反対御意見ございませんか。それでは、本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　挙手多数であります。よって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３７号美祢市看護師奨学金貸付条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、岩崎健康増進課長。

○健康増進課長（岩崎賢治君）　議案第３７号は、美祢市看護師奨学金貸付条例の一部改正についてでございます。

議案書の３７－１ページ、それから参考資料は６０ページでございます。

これは、平成２６年５月に成立しました、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第４次一括法により、保健師助産師看護師法において、看護師養成所の指定が厚生労働大臣から都道府県知事へ移管されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

この条例は平成２７年４月１日から施行するものでございます。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　はい、質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと認めます。それでは、これより議案第３７号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３９号美祢市水道事業の設置等に関する条例の全部改正について、また、議案第４０号美祢市水道事業の設置等に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、及び議案第４１号美祢市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の制定について、これらは関連がございますので、一括議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、大野総務課長。

○総務課長（大野義昭君）　議案第３９号は、美祢市水道事業の設置等に関する条例の全部改正についてであります。議案書は３９－１から５ページになります。これは、現在、地方公営企業法の規定を全部適用している水道事業に加え、同法の財務規定のみ、一部を適用している公共下水道事業についても、規定の全部を適用させ、水道事業と公共下水道事業を一体的に捉え、上下水道事業として、公営企業の経済性をさらに発揮できる環境を整えること、また、専属の管理者を置き、諸問題に対し機動力をもって対応できる組織体制を構築するため、本条例において所要の改正

を行うものであります。

議案第４０号は、美祢市水道事業の設置等に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。議案書は４０－１から５ページ、参考資料は６１から９２ページになります。これは、議案３９号の条例改正に伴い、関連する条例１３件について、所要の改正、廃止を行うものであります。

議案第４１号は、美祢市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の制定についてであります。議案書は４１－１から２ページになります。

これは、新たに設置します美祢市上下水道事業管理者の給与に関して必要な事項を定めるものであります。

以上、議案第３９号から４１号は、平成２７年４月１日から施行するものであります。

説明につきましては以上となります。

○委員長（河本芳久君）　議案第３９号、４０号、４１号、３議案について説明が終わりました。一括してこれらの議案に対して質疑はございませんか。はい、西岡委員。

○委員（西岡　晃君）　条例の改正ということでちょっと内容が違うかも分かりませんけれども、９月の決算のときの議会だったと思うんですけど、この上下水道合併して企業局にして、企業会計１本でいくということですけど、水道事業に関して、今病院事業でもやられてるようなセグメント、部門別ですよね、部門別の収支を出さないでこの１本にするんだというお話があったと思うんですが、その時にもいろんな方からも意見あったと思うんですが、やはりセグメント別に企業会計を見ないと、どこがどうなっているというのがなかなか分からないというようなことになってくると思うんですけど、その辺はこれはちょっと条例の改正で、そこまでとは話は違うのかも分かりませんけど、企業会計１本にした場合に、どういった今後、そういった会計をされるのかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思いますけど。

○委員長（河本芳久君）　はい、三戸課長。

○管理業務課長（三戸昌子君）　西岡委員の御質問にお答えをいたします。ただいまの御質問でございますが、セグメントを分けるというふうに言われておりますけれども、昨年の９月の議会において、水道事業の中で簡水、地域ごとのセグメントを分けるように、おっしゃられておりましたが、水道事業の執行部のほうでもこの度

の決算から、セグメントについて表示ができるように考えております。また、上水道と下水道は事業そのものが違いますので、上水道と下水道は別々の今までどおりの計算書になるものでございます。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと認めます。それでは、これよりそれぞれの議案を採決いたします。まず、議案第３９号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４０号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４１号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　よって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４２号美祢市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、松永消防本部次長。

○消防本部次長（松永　潤君）　議案第４２号、美祢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について御説明いたします。議案書４２－１ページ、参考資料９３ページをお開きください。この度の改正は、消防団を中核とした地域

防災力の充実強化に関する法律が平成２５年１２月に制定され、消防団への加入促進、消防団員の処遇改善、教育訓練の充実等について、地方公共団体に対し必要な措置を講ずることが求められていることから、このことへの取り組みとして、大規模災害時等に地域で即時に対応し、厳しい状況の中で長時間にわたり活動する消防団員の水災・火災、その他災害防御出動手当を地方交付税単価までの水準に引き上げるものです。災害活動は多種多様化しておりますので、別表の費用弁償額を職務従事時間によって区分し、職務従事時間３時間以上を７，０００円とし、３時間未満については従来どおり４，２００円としております。なお、この条例は平成２７年４月１日から施行することとしております。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山隆君）　それでは、美祢市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例ということで、今回消防団における処遇改善ということで、より明確にされております。これはこれで評価しておりますけれども、特に今後人口減少というのが非常に美祢市も急速に進んでおりまして、消防団員の確保というのが段々年々難しくなってきておると思っております。そういった面でのこの消防団員の処遇改善、そして、それに見合うだけの今回の費用弁償額、これに対してもっと多くすれば、これが消防団員が入団できるかどうか、この辺のことに関してどのような御見解を持っておるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（河本芳久君）　松永消防本部次長。

○消防本部次長（松永　潤君）　岡山委員の御質問にお答えいたします。消防団員の確保の今後の見通しと、またこれに対する取り組みについての御質問かと思います。

まず、現在の美祢市消防団員の状況について御説明をいたしますと、条例定数が１，０００人、平成２６年４月１日付けの団員数が９１７名となっております。この数字は市の人口に対する消防団員の割合として３．４２％となっており、山口県の市の中では抜群に高い数字を示しております。これは、県内の市が統合した時に、条例定数をそのまま１，０００人として引き継いだものですが、団員の方は大変士気が高く、団員の確保にも強くあたっておられると考えております。消防本部としても、この度の条例が制定をされましたので、それに伴って、さらに団員の確保、

それから、団員の安全対策を進めると強く取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　はい、岡山委員。

○委員（岡山　隆君）　今お聞きしまして非常にびっくりしておるんですけど、それだけ消防団員が他市に比べて美祢市が一番高いということで、それほどこの美祢市にやっぱし愛着を持って住まれている、こういった証拠じゃないかと、このように感じました。今後とも若い人の人口減少進みますので、どうかそういったところも、消防団員としての使命というのを深めて、そして、団員が少しでもふえていくよう、こういった対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと認めます。それでは、議案第４２号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１１号平成２７年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。これより、予算の審議に移りたいと思います。執行部より説明を求めます。杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君）　それでは、議案第１１号平成２７年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。予算書の１５ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、４１億２，４２９万４，０００円と定めるものでございます。

はじめに、平成２７年４月からの制度改正等について、主なものを御説明いたします。まず１点目は、国民健康保険税の課税限度額の改正でございます。保険税には、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の３つがございますが、

このうち、医療給付費分にあたる基礎課税額の限度額が現行の５１万円から５２万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額が現行の１６万円から１７万円に、介護納付金課税額の限度額が現行の１４万円から１６万円に改正されます。

２点目は、国民健康保険税の軽減措置を、低所得者に配慮したものに見直すものでございます。国民健康保険税には、世帯の所得状況に応じて、均等割と平等割を７割、５割、２割に軽減する制度がございます。このうち、５割と２割の軽減について、経済動向等を踏まえ、その適用範囲を拡大するための改正を予定しております。この制度では、所得額により軽減の割合を判定しますが、その所得の決定に用います基礎となる額を、５割の軽減では２４万５，０００円から２６万円に、２割の軽減では４５万円から４７万円に見直すことにより、軽減判定所得の枠を拡大し、軽減措置を受けやすいものにする予定でございます。

３点目は、都道府県単位で行っております市町村国保の共同事業の対象が、すべての医療費に拡大されます。これに伴いまして、制度に関係する予算を大幅に増額しております。

以上の内容を考慮いたしまして、平成２７年度の予算を編成しております。

まず、歳出を御説明いたします。３５８、３５９ページをお開きください。

最初に、１款総務費です。国保事業運営上の経常経費であります人件費・事務費等を計上しております。前年比較の減額は主に人件費によるものです。

次のページをお開きください。次に、２款保険給付費・１項療養諸費です。一般被保険者６，０４７人、退職被保険者等３８５人を見込み算定しております。１目一般被保険者療養給付費については、２２億５，５６４万４，０００円を計上し、特定財源として国庫支出金・県支出金４億１，３３５万４，０００円、療養給付費交付金・前期高齢者交付金・諸収入、合わせて１３億４，７７３万４，０００円を見込んでおります。

２目退職被保険者等療養給付費については、１億３，２９８万６，０００円を計上し、特定財源として、療養給付費交付金９，４９７万円、次のページをお開きください。諸収入１２万５，０００円を見込んでおります。

３目一般被保険者療養費、これは、柔道整復師の施術、補装具、はり・きゅう療養費といたしまして、１，２９６万９，０００円を計上し、特定財源として、国庫支出金・県支出金２３７万５，０００円を見込んでおります。

４目退職被保険者等療養費として、８７万７，０００円を計上し、特定財源として、療養給付費交付金を同額見込んでおります。

次に、２項高額療養費です。高額療養費は、１カ月に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたとき、その超えた分を支給される制度で、１目一般被保険者高額療養費として、１カ月当たり２，６４７万８，０００円を見込み、３億１，７７３万７，０００円を計上し、特定財源として、国庫支出金・県支出金５，８２２万４，０００円、前期高齢者交付金２億１，０６６万円、共同事業交付金４，８８５万３，０００円を計上しております。

２目退職被保険者等高額療養費として、１カ月当たり１８５万８，０００円を見込み２，２２９万３，０００円を計上し、特定財源として療養給付費交付金を同額見込んでおります。

次のページをお開きください。一番下になります、４項出産育児諸費・１目出産育児一時金として、一件あたり４２万円を支給するもので、１５人分６３０万円を計上しております。

次のページをお開きください。５項葬祭諸費として、一件あたり４万円を支給するもので、６５件分２６０万円を計上しております。

その下、３款・１項ともに後期高齢者支援金等・１目後期高齢者支援金として、３億４，４１２万７，０００円を計上しております。これは、後期高齢者医療制度への支援金で、社会保険診療報酬支払基金に支払うものです。特定財源として、国庫支出金・県支出金、１億６，４２７万６，０００円、療養給付費交付金１，５５７万５，０００円を見込んでおります。

次のページをお開きください。６款・１項・１目ともに介護納付金として、１億１，３１７万６，０００円を計上しております。これは、介護保険の２号被保険者に係る納付金で、社会保険診療報酬支払基金に支払うものです。特定財源として、国庫支出金・県支出金、５，６５８万８，０００円を見込んでおります。

一番下になります。７款・１項ともに共同事業拠出金です。１目高額医療費共同事業拠出金は、高額な医療費の発生による国保財政への影響を緩和するため、レセプト１件当たり８０万円を超える医療費を対象として、各保険者からの拠出金と国・県の負担金を財源として共同事業を行っております。この拠出金７，８０４万９，０００円を計上し、特定財源として国庫支出金・県支出金３，９０２万４，０

００円を見込んでおります。

次のページをお開きください。２目保険財政共同安定化事業拠出金は、市町村間の国保税の平準化と保険財政の安定化を図るためのもので、平成２６年度までのレセプト１件当たり３０万円を超え８０万円未満の医療費を対象としていた従来の制度を、本年度より８０万円までのすべての医療費を対象とするものに変更されたことから、各保険者からの拠出金を財源として交付金を交付する事業に対して、昨年度を約４億円増の７億２，１７４万９，０００円の拠出金を計上し、特定財源として、共同事業交付金を同額見込んでおります。

次に、８款保険事業費・１項・１目ともに特定健康診査等事業費２，４６３万５，０００円です。２，０００人の受診者を見込んでおります。特定財源として、国庫支出金・県支出金２，２４９万６，０００円、諸収入３，０００円を見込んでおります。

次のページをお開きください。２項保健事業費・１目保健衛生普及費、これでは高齢者を中心とした市民の健康づくりと美祢市温水プールの利用促進を目標とした水中運動教室実施事業に３０７万４，０００円を、２目疾病予防費では人間ドックや、はり・きゅう施術への助成事業に９８万２，０００円を計上しております。

続きまして、歳入を御説明いたします。３４６、３４７ページをお開きください。１款・１項ともに国民健康保険税でございます。平成２６年１０月賦課状況を参考にしております。現年度分の収納率については特別徴収では１００％、普通徴収では、一般被保険者分９４％、退職被保険者等分ついては、９６％を見込み、滞納繰越分については、一般被保険者分・退職被保険者等分ともに収納率を１４％として算定しております。一般被保険者は６，０４７人と見込み、一般被保険者国民健康保険税として、５億９，１４５万９，０００円、退職被保険者等は３８５人と見込み、退職被保険者等国民健康保険税として、３，７８９万１，０００円、次のページをお開きください。合わせまして、６億２，９３５万円、平成２６年度に比べ４，８７７万７，０００円の減額となっております。これは、被保険者の減少と市民所得の低迷の影響を受け減額となるものでございます。国庫支出金・県支出金・療養給付費等交付金につきましては、それぞれの負担率に応じて計上しております。

３５０、３５１ページにお移りください。真ん中になります、５款・１項・１目ともに前期高齢者交付金１５億２，７０３万４，０００円でございます。これは６

５歳から７４歳までの前期高齢者の医療費にかかる社会保険診療報酬支払基金からの交付金です。前期高齢者医療制度に基づき実施されるもので、全国の６５歳から７４歳の方の医療費を国保や他の健康保険等の各保険者で調整を行うもので、前期高齢者の加入率が高い保険者には交付金が支出され、低い保険者は納付金を支出することにより調整を行っております。

次のページをお開きください。９款繰入金・１項・１目ともに一般会計繰入金、２億３，３１８万６，０００円です。これは、一般会計より国、県が示す制度基準内繰入金です。説明欄、保険基盤安定繰入金１億４７２万２，０００円、次のページをお開きください。保険基盤安定繰入金２，３９５万４，０００円、職員給与費等繰入金５，０９５万９，０００円、出産育児一時金等繰入金４２０万円、財政安定化支援事業繰入金３，３４１万３，０００円を計上しております。その他一般会計繰入金１，５９３万８，０００円、これは、国保被保険者負担軽減対策費助成事業で、福祉医療制度の実施に係る国保負担軽減対策のための繰入金でございます。

医療費の増加は依然として見込まれること、また、被保険者の減少と市民所得の低迷の影響を受け、９款繰入金・２項基金繰入金・１目国民健康保険基金繰入金に４，０００万円を計上し、同額の基金の取り崩しを予定しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　お尋ねします。国保の加入者世帯の職業別の構成、そして、加入者世帯の所得の構成で一番多いのは、どのランクかということと、それから、世帯の構成人数、世帯数と構成率もお願いいたします。それから、先ほど説明の中にありましたが、医療給付費の所得割、資産割、均等割、平等割とありますが、医療給付費分はいくらかということと、後期高齢者医療支援分がいくらか、そして、介護納付金がいくらか分かればお願いいたします。

○委員長（河本芳久君）　今この場で説明ができますか。杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君）　三好委員の御質問にお答えいたします。さきに質問のありました１件です。加入世帯の状況ということで、世帯構成の中で１００万円未満というふうに区切っているんですが、１００万円未満の世帯につきましては、全部で約４，５００世帯ある内の２，５００世帯程度が１００万円未満の世帯――

所得がですね、１００万円のある世帯になります。構成比率からいけば５６％というところになります。

ほかに世帯構成についてですが、世帯構成は一人世帯が一番多くございます。そのほか２、３、４、５というふうに分けてるわけですが、一人世帯につきましては、これは集計の時の人数が若干違いますが４，０００を見込んでおります。その時には２，２５２世帯が一人世帯ということで、構成比率からいくとこれも５６％というふうな構成比率となっております。

それと、２番目の御質問のそれぞれの金額ということですかね、これにつきましては質問の意図といたしまして、それぞれの応益割と応能割、それに均等割と平等割という形のそれぞれの金額が分かるかという御質問ですかね。

○委員長（河本芳久君）　いいですね。（発言する者あり）

○市民福祉部次長（杉原功一君）　この予算書の中にそれぞれ載っておる形になっておりますので、それぞれ医療費分、後期高齢者支援金分、それと介護納付金分ということで、それぞれ分かれて載っておりますので、この予算書を参考にしていただければと思います。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　ほかに質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　先ほど軽減策の範囲が広がったということですが、これは申請しなくても軽減してもらえる部分と、申請しないともらえない部分がありますが、申請しないとこれは適用されないということなんでしょうか。確認いたします。

○委員長（河本芳久君）　はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君）　三好委員の御質問にお答えいたします。先ほどの御質問でございますが、軽減制度につきましては７割、５割、２割という制度につきましては、これは申請は必要ございません。私どものほうで所得を確認し、また所得の構成を確認いたしまして、軽減の制度を適用しております。その他の制度につきましては、それぞれ申請が必要なものもございます。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はご

ざいませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　この国保の予算ですけれど、先ほども聞きましたが低所得者が多くて５６％と、そして世帯でもこれには今聞いたのですが、３割とか聞きたかったんですが、ちょっとこの中から読み足りないんですけど、一人世帯が多いということで、本当に国保加入者は職業別もちょっと聞き漏らしてましたけど、本当に負担の重い国保税となってます。それで、国保のこの予算には反対をいたします。

○委員長（河本芳久君）　そのほか御意見ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　挙手多数であります。よって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号平成２７年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君）　それでは、議案第１３号平成２７年度美祢市環境衛生事業特別会計予算の御説明いたします。はじめに予算書の４１４ページをお開きください。はじめに歳出でございますが、１款環境衛生事業費２，５９８万１，０００円、前年度比３３万７，０００円の減、その下公債費は１１０万円は同額でございます。３款予備費は２０万円で３０万円の減、合計としまして２，７２８万１，０００円、前年度比６３万７，０００円の減でございます。

主なものについて御説明申し上げます。４１８、４１９ページをお開きください。１項総務管理費・１目一般管理費７７２万８，０００円で、前年比６５万４，０００円の減でございます。これは、一般職員の人件費の減でございます。

２項維持管理費・１目処理場管理費１，８２５万３，０００円で、昨年比３１万７，０００円の増でございます。これは主に光熱水費の増でございます。次ページをお開きください。

施設整備費の工事の内訳でございますが、秋吉台上の排水本管更正工事に１２９万６，０００円、及び終末処理場内改修工事に１００万２，０００円を計上いたしております。

続きまして４１６，１７ページをお開きください。歳入でございますが、１款使用料及び手数料・１項使用料６０２万２，０００円、前年度の実績により４００万８，０００円の減でございます。

３款繰入金・１項他会計繰入金・１目一般会計繰入金１，５７８万９，０００円、その下の観光事業特別会計からの繰入金５２４万円でございます。

その下、４款諸収入・１項雑入でございますが、２０万円で下水道移設料の補償金の額でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　意見なしと認めます。それでは、これより議案第１３号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号平成２７年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君）　議案第１４号、平成２７年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算につきまして御説明いたします。予算書の３５ページをお開きください。美祢市住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１８２万２，０００円とするものであります。

まず、歳出から御説明いたします。予算書の４３４、４３５ページをお開きください。１款住宅資金貸付費でございます。これは、今日では貸付事務はございませんので、償還事務に係る経費で９万７，０００円を計上しております。特定財源として県補助金６万９，０００円、諸収入２万８，０００円を見込んでおります。

次に、２款公債費・１項公債費・１目元金、及び２目利子は、それぞれ総務省への償還金であります。元金・利子合わせて８８万６，０００円計上しております。

特定財源といたしまして、諸収入８８万６，０００円を見込んでおります。

次に、３款予備費といたしまして、８３万９，０００円計上しております。特定財源として、諸収入８３万９，０００円を見込んでおります。

続きまして、歳入を御説明いたします。予算書４３２、４３３ページにお戻りください。１款県支出金・１項県補助金・１目住宅資金補助金です。これは、償還推進助成事業県補助金でありまして、補助基準額の４分の３、６万９，０００円を見込んでいます。

次の、２款諸収入・１項貸付金元利収入・１目住宅資金貸付金元利収入であります。１７５万３，０００円見込んでおりまして、資金貸付に伴う償還金であります。

なお、現在の対象者及び貸付件数は、昨年１名１件が完済されましたので、対象者８人、貸付件数は１３件であります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと認めます。それでは、これより議案第１４号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号平成２７年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君）　それでは、議案第１５号平成２７年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を御説明をいたします。予算書の４４４ページをお開きください。

１項農業集落排水事業費・１目一般管理費、１，９２９万５，０００円で前年度比９２万２，０００円の増でございます。これは、人件費の増でございます。

２目施設管理費７，９１３万６，０００円で、昨年比１１４万６，０００円の減でございます。この主なものとして、次ページ４４６、４４７ページをお開きください。施設整備費の減でございます。この減につきましては、昨年道路工事の修繕費を別途上げとったんですけど、今年度は修理費で一本で計上したため、減となりました。

２款公債費・１項公債費の元金利子、合計１億２，３２９万円で前年比９０７万９，０００円の減でございます。

その下、３款・１項予備費３０万円で同額でございます。

次に歳入ですが４４２、４４３ページにお戻りください。２款使用料及び手数料・１項使用料・１目農業集落排水事業費使用料４，１９６万円、前年比１４８万５，０００円の減でございます。これは処理区域内の人口の減のため減となったものです。

３款繰入金・１項一般会計繰出金１億７，９７４万１，０００円で前年比６７９万６，０００円の減でございます。

４款諸収入・１項雑入１０万円で、下水道移設補償金で近年の実績から前年比９０万円の減で計上しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　なしと認めます。それでは、これより議案第１５号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号平成２７年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君）　それでは、議案第１６号平成２７年度美祢市介護保

険事業特別会計予算について御説明します。予算書の４７ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ３３億１，３９９万５，０００円と定めるものでございます。

初めに、平成２７年度の介護保険制度の改正について、当初予算に計上している事項を御説明いたします。まず、制度改正の一つ目の柱である、地域包括ケアシステムの構築についてであります。

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの構築が求められている状況の中で、在宅医療・介護連携を推進するため、地域支援事業において講演会開催経費等を計上しております。

また、重点化・効率化ということでは、平成２７年４月以降の特別養護老人ホームへの新規入所については、原則、要介護３以上に限定されることとなっております。

次に、制度改正の二つ目の柱である費用負担の公平化についてであります。

低所得者の保険料軽減の拡充として、通常、国・県・市を合わせた公費の負担割合は５割でありますが、生活保護世帯等の低所得者については、別枠で公費を投入し、軽減割合を拡大することとなり、一般会計からの繰入金に計上をしております。また、重点化・効率化ということでは、平成２７年８月から、一定以上の所得のあるサービス利用者について、自己負担が１割から２割へ引き上げられ、また、低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付について、資産要件が追加されることとなり、保険給付費において見込んでおります。

以上の内容を考慮し、予算の編成を行っているところであります。

それでは、歳出の主な内容について御説明します。予算書の４６８、４６９ページをごらんください。始めに、１款総務費につきましては、特に前年度との変更はありませんが、一番下の４項推進委員会費・１目推進委員会費において、前年度では、第６期計画策定に係る業務委託料を計上しておりましたので、本年度と比べ３４４万２，０００円の減額となっております。

次に、２款保険給付費につきましては、４７０、４７１ページからになりますが、平成２７年度から２９年度までの３年間を計画期間とする、第６期介護保険事業計画における施設・居住系サービス及び居宅サービスの事業量の見込みをもとに算定した、給付費の見込みにより予算を計上しております。

要介護認定者を対象とした給付費である、１項介護サービス等諸費につきましては、次のページの一番下の欄になりますが、合計で２７億１，３６２万５，０００円を計上しております。また、要支援認定者を対象とした給付費である、２項介護予防サービス等諸費につきましては、４７６ページをめくっていただいて４７６ページの中ほどになりますが、１億７，２７３万７，０００円を計上しております。その他の給付費と合わせますと、保険給付費として全体で３０億９，５６３万円を計上しております。

次に、３款地域支援事業費につきましても、第６期計画における事業量の見込みをもとに予算を計上しております。４８４、４８５ページをごらんください。２項包括的支援事業・任意事業費・２目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、はじめに御説明した地域包括ケアシステムの構築のための、在宅医療と介護連携に関する講演会開催に係る経費として、説明欄の００２地域包括支援センター運営事業において、講師謝礼等を計上しております。

次に、４８８、４８９ページをごらんください。５款公債費・１項財政安定化基金償還金・１目財政安定化基金償還金につきましては、現行の第５期計画期間中における財源不足を補うため、財政安定化基金の貸付けを受けており、その償還については、第６期計画期間の平成２７年度から２９年度までの３年間で行うこととされておりますので、本年度分の償還金として１，９６６万７，０００円を計上しております。なお、財源については、全額、保険料とすることとされております。

続いて、歳入の主な内容について御説明します。予算書の４５８、４５９ページをごらんください。はじめに、１款保険料・１項介護保険料・１目第１号被保険者保険料につきましては、改正後の第１号被保険者保険料率に基づき計上しており、現年度分特別徴収、普通徴収、滞納繰越分を合わせて６億５，８５０万７，０００円を計上しております。なお、第６期となる平成２７年度からの第１号被保険者の保険料負担割合は、第５期の２１％から２２％へと引上げられております。

次に、４６２、４６３ページをごらんください。８款繰入金・１項一般会計繰入金・４目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、はじめに説明した制度改正によるものであり、公費による低所得者の保険料軽減強化として繰入金５３５万７，０００円を計上しております。

説明は、以上です。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　気になるところですが、低所得者で軽減策がありますが、これも申請をしないとだめということなんでしょうか。それと、ちょっと質問言います。それから、今回の介護の制度の変更で重点化、効率化とあるのですが、これを見たら何かよくなるのかなと思うような気がするんですが、そうではなくて要介護３の人でないと特養に入れないとか、いろいろ制限がかかって、また、ボランティアとかに介護をボランティアでやるとかいうふうになっておりますが、これはヘルパーさんの仕事などは本当に専門性がありまして、ボランティアではできない部分もあると思いますが、これを新しくやられるのでしょうか。それと、要介護３についてですが……それでお願いいたします。

○委員長（河本芳久君）　はい、古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君）　三好委員の御質問にお答えいたします。初めの低所得者に対する保険料軽減強化について、申請しないとだめなのかということだったと思いますが、これについては当初こちらのほうで、所得段階を確認した際に、もう初めから軽減した額についてを御通知する予定としております。

それから、２番目の要介護３以上でないと特別養護老人ホームに入れないというようなお話がございましたが、要介護１、２の方についても家庭の状況や認知の状態等については、特例で認めることとなっております。

それから、３番目のボランティアでヘルパーの仕事をやるとか、そういった御質問があったかと思いますけれど、基本的に要介護の方については、これまでどおり指定を受けた事業所がサービスを提供していく仕組みとなっており、要支援の認定者について、平成２９年度から新しい制度が始まりますので、その中で指定を受けたサービス事業所に加えて、ボランティアや民間団体等もそのサービス事業者に加えようという仕組みになっております。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　要介護３でないと入所できないけども、原則としてというのがあって、やむを得ない場合の特例があるようですが、この事情っていうのが、本当にハードルが高いものになってくるのではないかと思いますが、大丈夫でしょう

か。すぐ、この対応できるのでしょうか。

○委員長（河本芳久君）　はい、古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君）　一応原則として、要介護３以上の入所とありますけれど、個々の方の状況に応じて、特養さんと市のほうで協議といいますか、市町村の同意を得て特例の入所を認めるということになっておりますので、それについてはまた個々に判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　先日の全協でも説明がありましたけれど、待機者が１１８人ということでしたが、これの内容を見ますと、在宅だけの方が３６で、ということで、病院に入って既に入所しておられるところがあるんですが、この解消で今特養が６事業者あるんですが、このベッドを拡大するということはできるのかできないのかお尋ねします。（発言する者あり）受入れ人数の拡大というか、その事業の拡大。

○委員長（河本芳久君）　はい、古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君）　第６期計画の中で、先日全員協議会で御説明いたしましたとおり、介護基盤の整備につきましては、第６期計画に計上しているものについては、整備をしていく予定としております。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　ほかに、西岡委員。

○委員（西岡　晃君）　済みません。ちょっと聞き漏らしてたら申し訳ございませんけども、予算書の４７０ページで地域密着型介護サービス給付費っていうのが、前年度と比較して１億１，５００万ちょっと突出してふえてるんですが、これの内容をもう少し教えていただければと思います。

○委員長（河本芳久君）　はい、古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君）　ただいまの西岡委員の御質問にお答えします。この保険給付費につきましては、先ほども申し上げたとおり第６期計画における見込みを基に算出をしております。その中で地域密着型介護サービス給付費につきましては、小規模多機能型居宅介護の利用者がふえることと、あと地域密着型の特養について、施設介護サービス費から移行した部分もございますので、その部分を計上して昨年度とは比較してふえているところでございます。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　西岡委員。

○委員（西岡　晃君）　地域密着型介護サービスの利用者がふえるということですけど、そのふえるということはどういうことですかね。今が空いててそこにより多くの方が行かれるという意味なのか、施設を整備してそういったことを今後されていこうというようなお考えなのか、どちらでしょうかね。

○委員長（河本芳久君）　はい、古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君）　地域密着型サービスにつきましては、美祢市内の事業所については、小規模多機能型居宅介護、あと地域密着型の特別養護老人ホーム、それから、高齢者を対象としたグループホーム、認知症の通所介護といった事業所がございますが、小規模多機能型居宅介護については、まだまだ入所、入所というか利用定員に満たないところがございますので、今後介護が必要な方がふえて、その利用がふえていくというところを見込んでおります。地域密着型の特別養護老人ホームと認知症対応型のグループホームについては、これは入所というか居住系の施設でございますので――定員――こちらのほうについては定員をほぼ満たしている状況でございますので、それほど人数がふえるということは見込んでおりません。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　はい、西岡委員。

○委員（西岡　晃君）　新たな施設を改修とかするんじゃなくて、利用者がふえるんで、それについての費用負担がふえるというような理解でよろしいんですね。

○委員長（河本芳久君）　はい、古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君）　ただいまの御質問でございますが、平成２７年度の予算についてはそういうふうに計上しております。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　ほかに、質疑は。三好委員。

○委員（三好睦子君）　全体的なあれですが、ちょっとお尋ねします。今国の制度では――国の制度がよいとは言いませんが、在宅を進めてますが、施設から在宅へといってますけど、在宅の支援としてボランティアでもいいよということなんですが、要支援者からボランティアになれば要支援者の方は専門職でなくてボランティアということは、支援者から専門的な職の人と接する機会が少なくなっていくのではな

いかと思います。そのオレンジプランというのは認知症の初期の対応で、重要な部分だと思いますが、ここの部分をボランティアでやった場合に専門性――認知症の対応というのは本当に専門性が高いのですが、そこの認知症対策とか、その認知症のオレンジプランに全く反するのではないかと思いますが、そこのところは大丈夫なのでしょうか。

○委員長（河本芳久君）　はい、古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君）　三好委員の御質問にお答えをいたします。先ほどのボランティアの方が要支援の介護をするというような内容で、ボランティアではいかがかというような御内容だったと思いますが、新しい総合事業が平成２９年度から始まるようになっておりまして、ボランティアの方とかＮＰＯの方とか民間事業者の方が要支援の方の介護を担うというところは、平成２９年度からでございます。その平成２９年度からその制度が始まる際には、美祢市としてもそういった要支援の方を診ていただくというか、介護していただくと認定できる事業者、認定できる団体に対して指定をするとか、そういうような方向性でございますので、全く素人さんというか、そういう言い方したら失礼なのかもしれませんけど、全く何もできない方が支援をするということではない。適正な事業運営ができる団体に対しての事業を委託なり、指定なりをしていくことと予定をしております。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　ボランティアがいいのではないかと言ったのではありません。ボランティアでやると専門性のサービスが受けられなくなるのではないかと、ボランティアでしてほしいと言うたのではありません。それで、今から専門職をいろいろと研修とかあると今言われたようですが、この制度が本当に公のことから、民のほうへいってしまうと、本当に公のするべきことが民にいくのではないかと思いますが……思います。それで、本当に介護を必要とする方に必要な制度がサービスができるようにということと、先ほど説明がありましたが、介護総合法になった場合というのもありますが、認定までに届かない要介護１の方が認定を外れるということもあると思いますが、そういうことはこれから大丈夫かどうかそこもお尋ねします。

○委員長（河本芳久君）　はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君）　先ほどから古屋高齢福祉課長が述べておる内容をまず理解といいますか、御了解いただきたいと思っています。ボランティアに任せるとかそういうことは一切言っておりません。平成２９年から地域性の事業といいますか、要支援１、２の方について、今まで国制度でやってたのを市町村、それぞれの中でやるということで、市の中で今後どういうふうにしていくかは２９年に向けて検討していきます。その際、ボランティアの方に任せるなんて一言も言っておりません。そういうことができる事業所を市が指定してやっていただくということが１点。

それともう１点は、地域包括ケアシステムの構築が求められております。これまで、あくまでも施設とか事業所にお任せじゃなくて、やはり地域でも、そういう見守り含めて、高齢者あるいは本当に介護に認定されていない方でも、困ってらっしゃる方いらっしゃいます。そういう方は地域でも支えていくという形をつくっていかないと、今の施設や事業者だけではやっていけないというのが現状ですね。それを進めていくためには、やはり地域でのそういうボランティア的な活動もですね、必要になってくると思います。これ今までもある地域ではやってきていらっしゃいます。それらを組み合わせた中で、いかに地域、美祢市内で介護が必要な方に、十分なことができるかということを目指しておりますので、その中の一つとしてボランティアの方の活用も当然必要だという御認識はお願いしたいというふうに思ってます。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　今制度趣旨について、御理解いただいたですか。もう１件だけ。はい、どうぞ。三好委員。

○委員（三好睦子君）　今介護の社会保障の制度が、介護でも抑制をしようという形で国の制度が出てます。それで、先ほど言いましたが施設から在宅へと、こういったこともそこで受け入れが大丈夫だったかということも言いたかったのですが、今事業所がある中で事業が今までどおり――今までどおりというか、介護のこの制度が変わって介護報酬もこの度減らされまして、介護職も段々少なくなると、そういった中で事業所の運営というか、それはどうなのかということも疑問ですが、その点も今井上部長の話の中では大丈夫かどうか再度お尋ねします。

○委員長（河本芳久君）　はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君）　現実的に進めていく上でやはりいろんな諸問題があると思いますから、それにはその都度対応をしております。三好委員は、もともと介護保険制度そのものが反対だとおっしゃられてますので、なかなか制度のことを言うと難しいんですが、やはり国保についてもそうですが、今から医療費とか介護保険が人がふえてくれば当たり前ですから、上がっていく。それで、全てが保険とか市町村の負担とかで賄えるかというと、なかなか厳しい今の現状があるということで、制度改正の中でやってます。その中で低所得者に対しては、やはり負担がふえないようにということで、いろんな施策をとって行っております。一方で、高所得者の方については今回もそうなんですけど、かなりの高い負担をお願いをしている中で進めていっております。できるだけ公平になるように、弱者が困らないようにということで、考えながら全体として給付費を減らしていく中で、持続可能な制度を保っていこうということでございますので、それらはほぼほかの議員の皆さん方には、御理解いただいてるとは思いますが、そういうことでやっております。事業者に関しても、それぞれ事業所でいろいろ厳しい実情あると思いますが、頑張ってやっていらっしゃいます。それについて、こちらも支援できるところは支援しながら進めておりますので、御了解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　それでは、一応本案に対する質疑は、一応打ち切りたいと思います。本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　別に介護保険そのものに反対しているんではありません。介護保険のこの内容について、しっかり審議ができるようにということで言ったのであります。今回改正についても、問題が多いので反対いたします。

○委員長（河本芳久君）　反対というね。ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　一応意見については打ち切って、本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　挙手多数であります。よって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

大変長い間、午前中審議いたしましたが、一応午前中の審議はこれで終わりたい

と思います。午後１時半から再開したいと思います。よろしくお願いします。

以上で、午前中の審議を終わります。

午後０時１５分休憩

……

午後１時３０分再開

○委員長（河本芳久君）　それでは、ただいまから委員会を再開します。

議案第１７号平成２７年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君）　それでは、議案第１７号平成２７年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明いたします。予算書につきましては５５ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ４億７，７４７万９，０００円と定めるものでございます。

はじめに、制度改正について御説明いたします。平成２７年度では、経済動向等の影響を考慮し、低所得者の負担軽減を図るため、５割軽減、２割軽減の基準を改め、保険料の軽減対象が拡大されました。この内容を踏まえ、山口県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき、平成２７年度の予算を編成しております。

まず、歳出について御説明いたします。５０４・５０５ページをお開きください。主なものについて御説明いたします。一番下になります、２款・１項・１目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、４億７，２６８万６，０００円です。説明欄をごらんください。内訳は、広域連合の医療給付事務に係る人件費・事務費の負担金である事務費等負担金として１，１７５万円、保険料軽減のための負担金にあたる保険基盤安定負担金として１億２，９４０万５，０００円、後期高齢者医療保険料では３億３，１５０万１，０００円、それと４７３万９，０００円の増額となっております。いずれも、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。５００、５０１ページをごらんください。１款・１項ともに後期高齢者医療保険料・１目特別徴収保険料、説明欄をごらんください。現年度分といたしまして２億５，５９６万６，０００円、２目普通徴収保険料として、現年度分、滞納繰越分を合わせまして、７，５５３万２，０００円となります。これは、広域連合からの通知に基づき計上しているもので、合計で４７３万９，０００円の増となっております。

続きまして、その下の段３款になります。繰入金・１項一般会計繰入金、１億４，４０４万３，０００円を計上しております。まず、１目事務費繰入金、１，４６３万８，０００円の内訳といたしまして、後期高齢者医療広域連合の特別会計への事務費負担金１，１７４万９，０００円、市の後期高齢者医療事業特別会計への事務費２，８８９万円となります。２目保険基盤安定繰入金１億２，９４０万５，０００円は、歳出の保険基盤安定負担金に対応するものです。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　軽減策があると言われましたが、その内容――特例軽減とかあるのでしょうか。お願いします。

○委員長（河本芳久君）　杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君）　ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。軽減については、特例ではございません。先ほど国保のほうでも説明したかたちのように、計算の方法が幅広くなるようなかたちに変わるということになります。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　はい、質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　後期高齢反対です。高齢者医療は、国民の年齢を区別して――区切って、高齢者を別枠で医療保険を――強制的に追い込んでますので、この後期高齢医療制度に反対をいたします。

○委員長（河本芳久君）　ほかに御意見は、ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　それでは、本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君）　挙手多数であります。よって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１８号平成２７年度美祢市水道事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君）　黒い背表紙の予算書を御用意ください。議案第１８号平成２７年度美祢市水道事業会計予算についてでございます。１ページをお開きください。まず、第２条業務の予定量でございます。上の表の上水・簡水合計欄をごらんください。上水道・簡易水道の業務の予定量を申し上げます。（１）１号給水戸数は１０，４０５戸、２号年間総給水量は２８５万３，０００立方メートルでございます。３号一日平均給水量は７，７９５立方メートルでございます。では、２ページをお開きください。４号主な建設改良事業でございます。上水道事業は、５，１３６万６，０００円でございます。簡易水道事業は合せて８億５，３７８万円でございます。主な事業については、後ほど御説明いたします。

次に第３条、収益的収入及び支出の予定額でございます。１款上水道事業収益は３億３２０万３，０００円、２款簡易水道事業収益は５億１４１万８，０００円、合計は８億４６２万１，０００円でございます。

次に支出でございますが、１款上水道事業費用は２億５，６７４万２，０００円，２款簡易水道事業費は４億３，１２７万２，０００円、合計は、３ページをごらんください。３ページにまいりまして合計は６億８，８０１万４，０００円でございます。

次に、第４条資本的収入及び支出の予定額でございます。収入合計は、合計８億８，７２１万９，０００円、企業債は７億３，９００万円の借り入れを計上しています。そのほか、繰入金６，５０３万４，０００円、負担金及び寄附金２６６万円、国庫支出金７，１９２万５，０００円、出資金８６０万円でございます。

支出は、合計１１億４，６９８万５，０００円、うち建設改良費が９億２，０８８万６，０００円、次の企業債償還金が２億１，６０９万９，０００円、予備費が１，０００万円でございます。

上の４条資本的収入及び支出の条文をごらんください。括弧の中の補填財源でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、２億５，９７６万６，０００円は当年度分消費税及び地方消費税収支調整額５，７６４万７，０００円、過年度分損益勘定留保資金１億４５６１万３，０００円、及び当年度分損益勘定留保資金５，６５０万６，０００円で補てんするものとする。

では、予算の主なものを説明申し上げますので、５ページ、６ページの予算実施計画をお開きください。まず収入でございます。収益的収入及び支出の収入でございますが、１款上水道事業収益の一番下をごらんください。２項営業外収益・５目消費税還付金をごらんください。平成２７年度は、消費税が還付になる予定でございます。平成２７年度は、事業が多く還付になりまして、４，１８９万７，０００円ほど計上をしていります。

次に、支出の新規の事業でございますが、２３ページ、２４ページをごらんください。２４ページ委託料をごらんください。これは、美東簡易水道の委託料でございます。中ほど、委託料の一番下でございますが、水道施設管理台帳作成業務委託料を１，９３０万９，０００円計上しています。美東地域には、管路台帳がないために新しく作成し、整備するものでございます。

では、資本的収入及び支出の御説明をいたしますので、３３ページ、３４ページをお開きください。事業がたくさんありますので、先に支出の説明をしたいと思います。まず、１項建設改良費・１目上水道配水設備改良費、委託料をごらんください。右ページの半ばでございます。委託料に国行地区ほか、配水管更新設計業務委託料６９０万円、工事請負費の２行目、３行目でございますが、国行地区配水管布設替工事に１，５００万円。中村地区配水管布設替工事に９００万円を計上をしています。これは残りわずかでございますけれども、石綿管がありますので更新をするものでございます。

次に、２目簡易水道配水設備改良費をごらんください。一番下の委託料でございます。上から於福簡易水道未普及解消事業田代地区の実施設計業務に２，６００万円を計上しております。国庫補助事業でございます。次に、簡水統合整備事業四郎ヶ原・川東地区の配水池法面検討業務委託料を５９０万円ほど計上しております。これも国庫補助事業でございます。次に、簡易水道統合整備事業、上野、秋吉を挙げておりますが、これは秋吉地区の硬度低減化事業でございます。上水道の水を秋吉地区に送水する計画でございます。また、上野簡易水道を廃止し、永明寺・広谷・上野を賄うことができ、耐震性のある新配水池を新たにつくり、３簡易水道を上水統合をするものでございます。この事業により、永明寺広谷上野の浄水場を廃止することができ、機械装置の更新費用や維持管理費を削減することができます。また、上水については、設備装置及び配水池の利用率が上がることから、経営の合理化を

図れるものでございます。今年度は、基本設計・認可図書・事業評価業務委託料を２，２６８万円計上しています。

では、次のページ３５ページ、３６ページをお開きください。３６ページ３行目をごらんください。国庫補助事業秋吉簡水秋吉台上配水池更新のための実施設計業務委託料を１，２００万円、国庫補助事業秋吉地区通報監視装置更新設計業務委託料を２００万円計上しています。これは、秋芳地区の通報装置を更新する折に、美東地区の通報装置と同じものにして、まとめて監視できるようにするものでございまして、簡水統合の一つでございます。

次に、工事請負費の御説明をします。まず、簡水統合整備事業、四郎ヶ原・川東地区の配水池造成工事を２，０００万円、送配水管布設工事ほかを２億２００万円を計上しています。

次に、於福簡易水道西寺第３水源の水質を改善するため、急速濾過機を設置工事をいたします。２，５００万円ほど計上しております。

５行下の二行にわたるところをごらんください。美東簡水水源増補改良事業では取水・導水施設を整備いたします。１億円を計上しています。

次に、美東簡水の硬度低減化施設建設事業でございますが、本年度は土木・建築・機械設備工事を３億円計上しております。装置の入る建屋と機械装置の設計を行います。そのほか、配水管の布設替えを積極的に進めます。

次の３７ページ、３８ページをお開きください。４目固定資産購入費をごらんください。機械装置が老朽化をしておるものが徐々にふえておりますので、固定資産購入費もふえております。上水道白岩送水ポンプ１９０万ほか、合計で１，５４０万円を計上しています。

では、３１ページ３２ページにお戻りください。収入について御説明をいたします。まず、１項企業債７億３，９００万円の内訳でございます。於福地区未普及解消事業、田代地区、簡易水道統合整備事業、四郎ヶ原・川東地区、秋芳地区遠隔監視装置更新事業、秋吉台上配水池更新事業の国庫補助事業４事業の財源として、１億９，４０２万５，０００円、美東地区の水源増補改良事業及び硬度低減化事業に４億１８５万円、配水管布設替え事業等に１億４，３１２万５，０００円を借り入れる予定でございます。

次に、４項国庫支出金の欄をごらんください。７，１９２万５，０００円の内訳

でございますが、簡水統合事業、四郎ヶ原・川東に５，７０７万５，０００円、於福簡易水道、水道未普及解消事業、田代地区に１，０４０万円、秋吉簡易水道、秋吉台上配水池更新事業ほか、４４５万円でございますが、配水池の更新事業が３９５万円、遠隔監視装置が５０万円ほど、国庫補助金を計上しています。

説明は、以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はいどうぞ、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　簡単なこと聞きたいんじゃけど、美東の簡水の――まあ、早う言うたら軟水化。今回ですね、非常に予算が多く上がってますよね。大きく申し上げれば、過去最高の予算額が上がってますよ。年次別に今まで見ていくと……

まだ、今からですね、多くの金がかかるだろうと。この水道、下水――今から水道ビジョンにも計画が組まれておりまして、今回の条例改正等で管理者も設置されるということですから、非常に困難な時代が来るだろうと予測のもとだろうと思うんですね。

そこで、ＰＦＩ方式だとか、ＰＰＰ方式だとか、そうした民の力を借りてやる方法について、今研究なさってるかどうか、その辺が１点お尋ねですね。

それから、美東の場合も、今一戸あたり３０万くらいの投資をするわけですよね――１，６００戸ですか。そうしますとまあ大体それぐらい――４億以上になると思います。いわゆる給水原価がどの程度上がってくるのかという、簡単でいいんです。それだけお知らせを願いたいと思います。

○委員長（河本芳久君）　松野上下水道事業局長。

○上下水道事業局長（松野哲治君）　ただいまの竹岡委員の御質問にお答えします。今、おっしゃいましたように、今後美東簡水の軟水化、これから行います秋吉簡水の軟水化、簡水――上水簡水統合、それから、水道ビジョンにも掲げておりますけれども、それ以外の事業がかなり――１０年、１５年にわたって、発生してまいります。管路の老朽化の耐震化等も当然発生してまいりますので、言われましたように、大きな事業費になります。

それで、ＰＰＰ――ＰＦＩを含めたＰＰＰ等の民間活力の利用につきましては、全国的にみましてもかなり活用してるところがございます。デザインの――設計のデザイン「Ｄ」、施工のビルド「Ｂ」、それからファイナンス――資金調達でござい

ます「Ｆ」、それから運営・維持管理のオペレーション「Ｏ」、こういう「ＤＢＦＯ」というようなかたちのものを積極的に利用、導入されているところもございますので、それを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。それから原価につきましては、ちょっと今資料がございませんのでまた改めましてのことで、済みませんが。

○委員長（河本芳久君）　よろしいですか、ほかに質疑はございませんか。はい岡山委員。

○委員（岡山　隆君）　今の竹岡委員の方からいろいろと質問等あったわけなんですけども、今後、今の事業報告でですね、今後簡易水道事業債を７億３，９００万円、こういうかたちで発行をして事業を行うというかたちであります。それで、特に簡易水道においては説明があったんですけど、３億円の事業費がかかると。それによって、今後水道事業においてはこの予算概要でもありますけども、ほかの事業においても、起債が減ってきておるけども、企業会計、この水道事業においては、２６年までは着実に減ってきておったけども、今説明のとおり、今後この起債がこの水道事業においては、この５，６年は上昇をしてきておる。まあこういったところのものも説明があります。

それでですね、この聞きたいこと、当然今後このやむを得ないことで美祢市に統一した軟水化の水をきちっと、命を守る水を供給、提供していくということは非常に重要なことであり、これは問題ないんですけども、今後軟水化装置、３億円の装置でですね、今後――昔、１３、４、５年前ですけど、軟水化装置に比べてさらに、装置の性能というのはかなり上がってきておるとは思うのです。それで今１６０、７０くらいの硬度が、８０、半分以下にはなる装置と思いますけども、これから付ける、美東でのこの軟水化装置については性能等は良くなってきておるとは思いますけども、１６０、８０位の硬度がどの程度まで下がるのか。また、旧態以前と同じくらいの性能なのかどうかこの辺の性能についてちゃんとした、良い水というものが今現在、祖父ヶ瀬で付けている装置よりも軟水、硬度が下がるのかどうかこれについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（河本芳久君）　松野上下水道事業局長。

○上下水道事業局長（松野哲治君）　岡山委員の御質問にお答えいたします。今軟水化装置につきましては、上水のほうは約２０年前に軟水化をさせていただいており

ます。それで、このたび美東簡水に付ける軟水装置、システム的には同じでございます。方式としては全く一緒でございます。この硬度をいくつまで下げられるかということにつきましては、処理の設定では下げることはできます。ただ、上水と同じくらいの７５で設定を考えておりますけども、それ以下、６０にもすることはできますが、費用対効果等もございますので上水と同じ程度の軟水にする予定であります。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと認めます。それでは、これより議案第１８号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１９号平成２７年度美祢市病院等事業会計予算を議題といたします。執行部より、説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君）　それでは、議案第１９号、平成２７年度美祢市病院等事業会計予算について、御説明申し上げます。白い背表紙の予算書と予算概要説明資料になります。予算書１ページをお開きいただければと思います。

最初に、予算第２条に規定しております平成２７年度の業務予定量について、御説明申し上げます。数値につきましては、（３）一日平均患者（利用者）数の項目をごらんいただければと思います。

まず、市立病院につきましてですが、入院患者数を１日平均で１２８．８人、前年度当初予算と比較しますと１．７人の減、外来患者数につきましては各診療科、透析合わせまして１日平均で２０１．３人、前年度当初予算比３．５人の減を見込んでおるところであります。

続きまして、美東病院につきましてですが、入院患者数を１日平均で９５．２人、

前年度当初予算比２．２人の増、外来患者数につきましては１日平均で１４２人、前年度当初予算と同数を見込んでおります。

次に、グリーンヒル美祢についてですが、入所者数を１日平均で６５．５人、対前年度比で同数、短期入所者数につきましては３人、これも同じく０．５人の減、また通所者数を１８人、前年度当初予算比３人の減を見込んでおります。

次に、訪問看護ステーションにつきましてですが、利用者数を１日平均で２２人、前年度当初予算比１．５人の増を見込んでおるところでございます。

これらの業務予定量の見込みに基づき算定した予算、第３条並びに第４条に規定する収入及び支出の予定額について、御説明させていただきます。

資料といたしましては、予算概要説明資料のほうの２ページをお開きいただければと思います。

まず、収益的収入及び支出につきまして、施設ごとに御説明いたします。各施設に入る前に御報告ですけども、各施設とも平成２６年度予算におきましては、地方公営企業会計制度が新制度に移行した際、病院等事業に所属する職員の退職給付引当金を特別損失として一括計上したため、平成２７年度当初予算との比較では、事業費用が大幅に減少したものとなっておるところであります。

それではまず、市立病院につきましてですけども、病院事業収益の当初予算額につきましては、２３億５，２１０万４，０００円を計上しています。これは、前年度の当初予算と比較いたしまして１４６万８，０００円の増となったものでございます。一方、病院事業費用につきましては２２億９，２５４万９，０００円で、前年度当初予算と比較して４億８，３１９万５，０００円の減となっております。

続きまして、美東病院につきましてですけども、病院事業収益につきましては、１５億５，５１６万９，０００円で、前年度当初予算と比較して２１４万円の増となっております。一方、病院事業費用につきましては１４億６，６３３万１，０００円で、前年度当初予算と比較して２億４，７７３万４，０００円の減となったところでございます。

両病院におきまして、業務予定量等、一部患者数の減少を見込んでいるところでございますけども、急性期医療を経過した患者様に対しまして、医師を始めとする医療スタッフまた、診療科――各診療科との連携によりまして、在宅復帰に向けた支援等を行っていくなど、より充実した医療サービスを提供するとともに、このこ

とによりまして、より高い診療報酬加算を得ることにより、収益増に繋げてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、グリーンヒル美祢についてですけども、介護老人保健施設事業収益につきましては、３億７，９２４万７，０００円で、前年度当初予算と比較して９０４万３，０００円の減となっております。

一方、介護老人保健施設事業費用につきましては、３億７，８０９万１，０００円で、前年度当初予算と比較いたしまして、１億１，７２３万３，０００円の減となったところでございます。

最後に、訪問看護ステーションにつきましては、訪問看護事業収益は４，８２４万６，０００円で、前年度当初予算と比較しまして２７３万６，０００円の増となっております。

一方、訪問看護事業費用につきましては４，４５８万７，０００円で、前年度当初予算と比較しまして７１８万２，０００円の減となったところでございます。

以上の結果、病院等事業全体の収益的収支につきましては、収入総額を４３億１，３４５万５，０００円、支出総額を４１億６，０２４万７，０００円といたしたところでございます。

続きまして、資本的収支について、こちらも各施設ごとに御説明いたします。次のページの３ページになります。

まず、収入についてでございますが、市立病院が１億４，８８２万５，０００円、美東病院が１億８，６０７万８，０００円、介護老人保健施設が３，２６０万円を計上したところでございます。

続いて支出についてですけども、市立病院では２億４，３２８万９，０００円、美東病院では２億４，１５９万４，０００円、介護老人保健施設が３，１１４万９，０００円を計上いたしております。

こちらのほうの細目といたしましては、予算書の４１ページにお示ししておるところでございます。

この中の工事請負費につきまして、主なものとしましては、市立病院のほうで交換機を含みます電話設備の更新に要する費用を、また、美東病院につきましてはナースコール設備、並びに院内で集中管理で運用しております空調機設備の更新に係る費用を計上したところでございます。また、資産購入費につきましては、両病院

におきまして導入しております機器がございますけども、こちら導入後耐用年数を経過するとともに、さらに一定期間経過しております機器の更新に係る費用を計上したところでございます。

以上の結果、収入総額を３億６，７５０万３，０００円、支出総額を５億１，６０３万２，０００円といたしまして、収入額が支出額に対し不足する額１億４，８５２万９，０００円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度損益勘定留保資金で補填する予定とするものでございます。

最後になりますけども、以上の収支予定額に基づきまして作成しました、平成２７年度末の病院等事業会計全体の予定損益計算書になりますけれども、１０ページ、１１ページをごらんいただければと思います。こちらにお示ししておりますとおり、平成２７年度末におきます、当年度純利益といたしまして１億５，４４４万７，０００円を見込むとともに、前年度繰越欠損金３億２，６４２万１，０００円、こちらを差し引きした結果、当年度未処理欠損金につきましては１億７，１９７万４，０００円となると見込んでおるところでございます。

以上で、議案第１９号平成２７年度美祢市病院等事業会計予算の説明とさせていただきます。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました、本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　お尋ねします。入院の食費ですが、これは６５歳と７５歳以上は変わるのでしょうか、お尋ねします。――６５歳までの方と年齢で違うのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（河本芳久君）　古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君）　三好委員の御質問にお答えしたいと思います。入院時の食費負担につきましては、年齢によって変わることはないと認識しておるところでございます。

以上です

○委員長（河本芳久君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　６４歳以下と６５歳以上の入院時の食費は変わらないのですね。確認です。

○委員長（河本芳久君）　変わらないという回答でしたね。それでよろしいですか。

執行部それでいいですかね、変わらないということで。（発言する者あり）はい、それでこの件については。ほかにどなたか。（発言する者あり）三好委員。

○委員（三好睦子君）　それでは、お許しをもらったので、詳しくというか……このたびの医療制度の変わるのではないかと思うのですが、６５歳以上の療養病床の入院費、食費ですね、これが６５歳以上の方は、４６０円で、６４歳の方は２６０円というような情報を聞いたのですが、こうした世代間の格差があるのかないのかをお尋ねします。

○委員長（河本芳久君）　再度の質問ですが、回答をひとつお願いします。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君）　医療制度の改正と申されたと思うんですけれども、本年度医療制度については変更はございません。介護保険制度は今回見直しがあることは承知しておりますけども、その点で食費のほうは変わらないという認識でお答えさせていただきました。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　よろしいですか。ほかには。西岡委員。

○委員（西岡　晃君）　２７年度の予定損益計算書でですね、経常利益が１億５，４００万ちょっと出ていますけど、２６年度の先ほどの補正予算で、予定損益計算書で純損失が２６年度は１０億１，８９０万何がしと出ていますが、２６年度から２７年度にこれだけ抜本的に大改善される――（発言する者あり）いや、特別損失が６億でしょう。ですから、４億から１億なら５億位弱くらい収益が改善されるかっていう、その辺はどういう見通しがあるのかなというのをちょっとお聞きしたいんです。

○委員長（河本芳久君）　古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君）　西岡委員の御質問にお答えしたいと思います。先ほど補正予算のところで若干説明不足であったところもあるかと思います。平成２６年度末では、純損失１０億何がしの金額を計上することになりますけれども、２６年度末において前年度繰越欠損金が１４億５，７６２万８，０００円計上することになります。ただし、こちらは地方公営企業会計、新制度の移行に伴いまして、これまで補助金等によって取得した固定資産、こちらのほうの償却制度が見直されたことに伴い、この処理がなされております。このことによりまして、資本剰余金か

ら利益剰余金に振替額、こちらのほう、その他未処分利益剰余金変動額として２１億５，０１６万９，０００円計上することとなります。２６年度末において、これらの数値を調整した結果、２６年度末では未処理欠損金としまして３億２，６４２万１，０００円まで圧縮されるという形になっています。

以上です。

○委員長（河本芳久君）　よろしいですか、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと認めます。それでは、これより議案第１９号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２０号平成２７年度美祢市公共下水道事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君）　黄色い背表紙の予算書を御用意ください。平成２７年度美祢市公共下水道事業予算の御説明をいたします。1ページをお開きください。まず、第２条業務の予定量でございます。第２条をごらんください。

第１号下水道使用戸数は３，８６２戸、第２号年間総処理水量は１０２万立方メートルでございます。第３号一日平均処理水量は２，７８７立方メートル、第４号主な建設改良事業は、美祢市浄化センター改築更新業務１億２，３５０万円、汚水処理施設整備構想作成業務が８００万円、下村地区枝線管渠布設工事が９００万円でございます。

次に、第３条収益的収入及び支出の御説明をいたします。収入は、下水道事業収益が１０億１８５万３，０００円でございます。営業収益が１億５，７３２万８，０００円、営業外収益が８億４，４５２万５，０００円でございます。支出は６億３，９９０万３，０００円でございまして、内訳は営業費用が５億５，４４４万６，

０００円、営業外費用が８，４２５万４，０００円、特別損失２０万３，０００円、予備費１００万円でございます。

では、２ページにお進みください。第４条資本的収入及び支出でございますが、収入は合計１億９，９３１万３，０００円、うち企業債６，７２０万円、補助金６，９６５万円、他会計補助金６，０８４万３，０００円、受益者負担金が１６１万９，０００円、その他負担金が１，０００円でございます。次に、支出でございますが、合計が５億４，４３０万９，０００円、そのうち建設改良費が１億５，４９８万８，０００円、企業債償還金が３億８，８３２万１，０００円、予備費１００万円といたしました。

条文の括弧書きに示してあります補てん財源でございますが、収支の不足額３億４，４９９万６，０００円は当年度分消費税及び地方消費税収支調整額４４９万２，０００円、当年度損益勘定留保資金４，２６４万３，０００円、及び当年度利益剰余金２億９，７８６万１，０００円で補てんするものといたします。

３ページをお開きください。第１１条をごらんください。利益剰余金の処分でございます。当年度利益剰余金処分額は２億９，７８６万１，０００円でございます。先ほど御説明いたしましたが、資本的収支の不足した額に剰余金を補てん財源として充てるのでございますが、剰余金処分は議決事項でございますので、前もって予定処分をお諮りするものでございます。

では、予算に関する説明書の大まかなものを御説明いたしますので、５ページをお開きください。平成２７年度美祢市公共下水道事業会計予算の実施計画でございます。

収益的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、２項営業外収益・１目他会計補助金の欄をごらんください。他会計補助金は４億８，２６７万９，０００円でございまして、昨年度より２億１２７万４，０００円ほど増加しております。これは、会計制度の変更により、減価償却費が増加したことによる増額でございます。一般会計からの繰入金の受け入れ先が、大方が収益的収入に移ったことから、増額したものでございます。収益的収入、資本的収入を合わせた繰入金の合計は、ほぼ前年度並みでございますが、この変更により消費税が変わっています。第３目の消費税還付金をごらんください。２００万円を計上しております。後ほど御説明いたしますが、事業量が少し増加したことと、繰入金が変わったために還付に

なったものでございます。繰入金は特定収入でございますが、収益的収入に繰入金がふえたことによりまして、減価償却費は消費税が非課税なものですから、非課税の減価償却費に対する繰入金が増加したことから、今年度は消費税の還付になる予定でございます。

次に、支出の御説明をいたします。例年並みの支出でございますが、９ページ、１０ページをお開きください。右ページ、１０ページ半分より少し上、委託料の欄をごらんくださいませ。委託料上から２行目でございます。今年度は新しく２種類の台帳を作成する予定でございます。まず、雨水の管路を表した雨水台帳でございます。これが１８０万４，０００円計上をしております。その下の行でございますが、本管ＴＶ調査台帳作成を１６６万３，０００円ほど計上しています。今まで、度々本管のテレビ調査をしておりますが、調査結果を今後の管路更新等に積極的に活用するために台帳を作るものでございます。

次に、９ページ下のほう、５目資産減耗費をごらんくださいませ。平成２７年度は昨年から債務負担行為をとって行ってきました、浄化センター等長寿命化計画による、沈砂池設備等の更新事業が完工する予定でございます。このことからまとまった除却が発生いたします。今年度は３，０００万円を計上しております。

次に１３ページ、１４ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。まず収入でございますが、１項企業債は、６，７２０万、浄化センター長寿命化事業に充てます。次の２項国庫補助金は、６９６万５，０００円ですが、浄化センター長寿命化計画、汚水処理構想作成にかかる国庫補助金でございます。

３項他会計補助金は一般会計繰入金でございますが、先ほど説明しましたように、昨年度より１億８，３６２万５，０００円ほど減じ、６，０８４万３，０００円を計上しています。

次に、資本的支出から主なものを御説明をいたします。１４ページ中ほど委託料の欄をごらんください。美祢市浄化センター改築更新業務に１億２，３５０万円計上していますが、平成２６年度から工事を行っております沈砂池設備工事、重力濃縮設備工事に新たに脱水機補機設備工事を加え、浄化センターの長寿命化計画を進めるものでございます。

その下です。汚水処理施設整備構想作成業務に８００万円を計上しています。平成２７年度は国の要請により県の汚水設備整備構想が見直しをされることから、美

祢市も見直しをするものでございます。美祢市全体としての下水道の利便性、長期的経営効率などの観点から、計画されている地域と汚水処理の手法を点検し見直すものでございます。

説明は、以上で終わります。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました、本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと認めます。それでは、これより議案第２０号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４３号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。大野総務課長。

○総務課長（大野義昭君）　議案第４３号は、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてであります。議案書は４３－１ページ、参考資料は９４ページになります。これは、平成２７年４月１日から、山口県市町総合事務組合の非常勤職員公務災害補償事務を共同処理する団体に柳井市を加えるため、規約の一部を変更することについて、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

説明は、以上です。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました、本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと認めます。それでは、これより議案第４３号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４５号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君）　それでは、議案書の４５－１ページをごらんください。

議案第４５号は、美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。これは、財政的に有利であります過疎対策事業債を活用して事業を実施するためには、その事業が、美祢市過疎地域自立促進計画に基づいて行われる事業ではなくてはならないことから、平成２７年度に過疎対策事業債を活用して実施する事業のうち、計画に未記載の事業をこのたび追加するものであり、過疎地域自立促進特別措置法第６条第７項において準用する同条第１項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

それでは、一枚めくっていただきまして、４５－２ページをごらんください。このたびの変更は、三つの施策において、観光施設改修事業（秋芳名水ふれあい広場トイレ等改修事業）、消防・防災等施設整備事業（消防自動車整備事業）、秋芳北部地域統合小学校整備事業、秋芳南中学校施設整備事業、秋芳南中学校プール整備事業、そして、テニスコートの整備を行います体育施設設置事業の六つの事業を、新たに追加するものであります。

説明は、以上です。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました、本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　過疎計画には、過疎債使うということはいい事なんですけど、７番の教育の振興の中で学校教育関連施設のところがありますが、これは嘉万小学校と別府小学校の統廃合で、今ある秋芳北中学校を壊してその跡地に新しく小学校を建てるということなんですが、これを秋芳の方でしたけど、話しましたら知らない方もおられました。それでこういった事があるよと、そういうことをいろいろと

住民の方とか話されて、どうするかということが御存じない方も多聞にあると思いますので、よく地域の方に話されて、どうしたらいいかということをきちっと相談されておかれたほうがいいんじゃないかと思いまして。この内容について、そういった提案をいたします。

○委員長（河本芳久君）　これは意見としてですか。

○委員（三好睦子君）　教育の振興の件で、よく話され……

○委員長（河本芳久君）　意見として、反対意見とか賛成じゃなくて、要望ですか、なんですか。

○委員（三好睦子君）　賛成はいたしますが、よくこの７番の振興について、住民の方と話していただきたいと。

○委員長（河本芳久君）　という要望ですね。要望事項としてここに校舎の施設の改修について出ておるが、住民の声がまだまとまってないと。そういったことについて、もう少し検討が必要じゃないかと。要望を出しておくとこういうことですね。これは、採決には関係ないんですね。（発言する者あり）入れることについては御異議ないですね。（発言する者あり）はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　過疎債で過疎計画に入れるということはいいんですが、こういった内容が地域の方に浸透していないので、よく話し合いを進めていただきたいという要望です。

○委員長（河本芳久君）　議案として上がっていないので……これは教育のほうとして審議されたかどうか……（発言する者あり）ただいまの三好委員の採決との関わりはなく意見として承っておきます、ほかに御意見ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　御意見なしと認めます。それでは、これより議案第４５号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案３６件につきましては審査を終了いたしました。その他、委員の皆さんから、何か御発言ございましたら、御発言をお願いいたします。（発言する者あり）

その他にございませんか。本委員会に付託されました審議事項については以上で終わりますが、午前中議案第６号に関わって執行部のほうからございましたら。はい、矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君）　議案第６号環境衛生事業特別会計補正予算の審議の中で、竹岡委員より事業量についての御質問がございましたが、過去５年間の有収水量について御説明申し上げます。平成２１年年間有収水量が７万７，３８０立米、それが平成２５年５万１，４６５立米、２１年を１００といたしますと、２５年が６６．５％に減となっております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君）　説明が終わりました。（発言する者あり）この件については本会議で再度説明するということで御了解願いたいと思います。

以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。御審査どうもありがとうございました。

午後２時３５分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成２７年３月１６日

総 務 民 生 委 員 長　河本英久